

平成22年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成22年9月21日（火曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川博光	議会書記	安藤正和
議会書記	五井淳人	議会書記	吉村太志

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場면을議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 黒田芳弘君と4番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（遠山利美君）

日程第2、市政一般に対する質問を行います。

2番 鏝本規之君の発言を許します。

2番（鏝本規之君）

おはようございます。

きょう大勢の人が傍聴に来てくれまして、ありがとうございます。いろんなことがあろうかと思えますけれども、よく聞いて、今の議会がどういう議会かということも、よく目で確かめて帰っていただければ幸いですと思っております。

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

前回の議会において、市長さんが全天候型スポーツ施設の建設予定地となっている前の芝生公園なんですけれども、そこで契約等に不備があったということで、今までの計画を少し縮小をして施設を建設する旨の説明がありました。私が調べたところ、その芝生公園は3名の地主さんがおられるというふうに聞いております。1名の方においては、何らかのトラブルがあったということで、その土地の上に建物を建てるのが非常に困難であるという理由から、本来決められていた大きさの建物が建てられないということで、縮小をされたということなんです。

それでは、他の2名の方に対しての契約云々は何ら問題はなかったのか、そのことをお伺いをしたいと思っております。ですから、どのような契約をなされて、この3名の人たちは約二十数年前

に土地の賃借契約が市と交わされている。その当時は土地だけの賃借であり、上に物を建てるということはあまり記載されていなかった。当然その契約書を見ると、その中に建物を建てる時には地主さんの承諾を得ることというふううたわれている。今回、当然建物を建てることになったんですから、そういう契約が行われたと思うんですね。その中において、1人の人はそのことをよしとしなかったのか、また2人の人はよしとしたのかということなんです。よしとしたから2人のところに建つことになったと思うんですけども、その契約内容を私が見させてもらったところ、あまり感心する契約ではないと思っております。ですから、市の方としてはこの契約において、何ら問題はなかったのか否かの御回答をお願いをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問につきまして、答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 成瀬君。

教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの鏝本議員からの御質問でございますが、契約の内容が異なると。今回新たに全天候型のスポーツ施設をつくる、その下の2名の方なんですが、その異なる理由についてということでございますが、まず全天候型スポーツ施設の建設予定地の2筆の土地の賃貸借契約、これは合併前に日本巢町と土地所有者の間において、昭和63年6月と平成2年3月に公共施設に使用する目的で賃貸借契約を締結しております。

63年に契約した土地につきましては、駐車場と多目的広場を使用目的として借りると。また、平成2年に契約した土地につきましては、多目的広場に使用すると、そういった目的で契約を取り交わしたものでございます。それぞれ隣接する土地におきまして、使用目的が公共用地と、そういった目的でございます。ただその契約の内容、多少契約条項と違っておるところがございますが、当時はこれで契約を取り交わしたと、そのように解釈しています。ただこの契約の内容が異なると、これについては今後は十分その内容等、契約条項等注意していきたいと、そのように考えております。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

質問の内容がよく理解できていないかな。要するに、20年前に契約したものは更地で使うことに対して契約がなされている。ですから、20年使っても何ら問題はなかったわけなんですね。そこへ新たに建物を建てる場合、20年前の契約書にも書かれているとおおり、そこに物を建てる場合、建築物を建てる場合は地主の了解を得なさいということが書かれているわけね。記載されているでしょう、ちゃんとルールの中に。だから、それに対しての契約がどのように行われたか、そのことによって1人の地主さんは拒否をされたわけなんですよ。だめですよ。だから、他の2人はよかったですかということなんですね。よかったから市長さんは建てますよということを言われたんです

ね。それでその契約に、新たにこの22年6月1日に承認書というものをつくったと思うんですね。私に取り寄せたところ、そういうものがあります。ただ、ここの地主さんとか人の名前を出すわけにはいきませんので、63年に契約した人のことをAさんとしてお尋ねをします。

このAさんの契約内容を見ると、「賃借が満了する日の3ヵ月前までに市または地主さんから何らかの意思表示がないときは、新たに20年間延長する」と書いてあるんですね。いいですか、「何らかの意思表示がないときは」なんですよ。あったときはどうするんですか、お答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの63年の契約、Aさんということですが、Aさんからの意思表示等はありませんでした。それで今現在、引き続き継続をする中で20年間の賃貸借契約を結んでおる状況でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

20年、20年の契約の中において、それじゃあこのAさんというお方は、今何歳なんですか。今から20年たって異議申し立てがなければ、また20年延長するという、また何の意思表示もなければまた20年延長するということなんですよ。そうすると、2回やれば60年なんですよ。60年の間に意思表示があるかないかなんていうことはどうしてわかるんですか。まだ生きておるんですか。

また、契約の中においては、この市会議員の先生の中にも不動産業を営んでいる人が2人見える。そういう人たちに聞いてもらえれば、おのずとわかることですよ。人間の命というものはいつ絶えるかわからない。また、契約の中においても、第三者に譲渡してはならないとうたわれているんですね。今の地主さん以外から何の意思表示もなかったですよと言うけれども、それじゃあこの契約の中に書かれている第三者とはだれを指しているのか、説明してください。

○議長（遠山利美君）

教育委員会事務局長 成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

ただいまの賃貸借期間、これは20年間と、そういった年限を定めておまして、その20年間の間にいろんな事態が生じるであろうと、そういったことも十分承知しております。

今回、議員からのいろんなお話がある中で、この契約の条項、こういったもの、これについては旧町村から引き続き、当時契約を結んでそれを継続しておるところでございますが、これらの内容につきまして、この20年を長く設定しておることによって、例えばその間に高齢になっておってお亡くなりになると、そういったことも想定されます。そんなようなことも考える中で、本来、これ以外に、この契約書以外に土地に対しての賃貸借権の設定等も今現在考えて進めておるところで

ございます。今後においては、そういった賃貸借権の登記等においても十分契約の内容等も含めて考えて進めていく所存でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今の回答、説明ですと、契約をやり直して、そして私から言わせると正しい契約、20年、30年、40年後にも何らトラブルの起きないであろうような契約にし直してから、スポーツ施設を建築するというふうに解釈してもいいんですか。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

今お話になったように、本来施設自体がいろんな方からのそういった障害等ならないように、速やかにそういった措置をとる予定でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

だから、契約をし直すんですかということを知っているんですよ。

いいですか、この契約書の中においては、20年前に契約した内容、また今回契約した内容において、非常に不適切なところがたくさんあるわけですよ。ですから、もしできるとするならば、もしじゃなしに本当はやってもらわないかんです。ここにも不動産を業としておられる人がおられる。そういう専門の人から知識をかりて、30年なら30年、借りている市の方に全面的な権利が有する契約のやり方があるんですよ。私も商売上いろんな土地を借りているし、また商売上、私も土地を貸しているところがある。20年契約、30年契約という形で貸しているところもある。そういう契約から見ると、非常にこの契約は、はっきり言って言葉は荒いですがけれども、でたらめなんです。

またこの中に書いてある、Aさんのところに書いてあるものに対しても、第7項の2条か何か、
「地主は土地を譲渡する場合、市と地主とが協議し市に譲渡するもの」と書いてあるんですね。もし何らかの形で地主さんが土地を売りたいなど、お金がなくなったから、お金が欲しいから、いろんな事情があるかと思うんですがけれども、土地を売りたいよと意思表示をしたときには、市に売rinaさいよということがなされている。市に売rinaさいよとなされているのは、それは大いに結構なんです。市が買いましょうということですから。市以外に売るなということなんです、極端な言い方をすると。だけれども、その下に借り地という条件で地主の不利益にならないよということ記載されている。ということは、言葉を返せば地主の言う値段で買いますよということなんですか。大切な市民からの税金を預かっている。その税金を使って土地を購入するんですね。地主の言

い値で買うなんてばかなことがあってはいかんじゃないかと思っておる。だから、そこには、よその市町村の中においては、その当時、買う羽目になったときには、「土地鑑定士の評価価格に準ずる」という1行が書かれているんですよ。ここにはそれが書いていない。ということで、地主に不利益にならないように配慮するなんていうことは、書くこと自体がもはや間違っていると思っている。そういうことも直していかないかんのではないかなと思っている。だから、そういうことを一つ一つ、このAさんの場合にとっても、これだけのことが書いてある。これはBさんと比べるとまだいい方なんです。市に土地を売りたいと書いてある。Bさんに至ってはそのことまで書いていない。ですから、先ほど私が尋ねた執行部が思っている第三者とは、だれを称しているんですかということが重要になってくるんですよ。それから、今の先ほどの回答の中に、今契約している人が亡くなったときには、その土地はどういうふうに移譲されていくのか。財産分与でどうなっていくのか。そういうときにはこの契約がどういうふうになっていくのかということが、よくわかっておられると思うんですね。どういうふうと思っておられるのか、少し説明をしてください。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

お亡くなりになったような場合、当然相続人がございますので、その相続人の方によって登記をしていただくと。土地の名義を亡くなった方から新たな相続人の方に名義をかえていただいて、その段階で相続人の方との契約になっていくと思います。

○議長（遠山利美君）

これでもう5回目。

○2番（鰐本規之君）

5回とか6回やなしに……。

質問が違っているから。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鰐本君。

○2番（鰐本規之君）

いいですか、相続人が相続をした場合、その人と契約をどうのこうのということをおっしゃるけれども、そのことも間違いなんです。いいですか、もう少し勉強をしていただきたい。

契約した内容も一緒に相続するんですよ、相続というのは。土地だけを相続するんじゃないんです。その土地にかかっている権利、不利益をこうむることもあろうかと思う。そういうものもすべて要するに譲渡するんですね。そういうことも含めて、だから私は第三者とはだれかということをお聞きしているんですよ。今の段階では息子さんも、正直なことを言って第三者なんです。当事者以外の人を第三者と言うんです。だけれども、その第三者が当事者になることもあり得るんですよ。そういうことも想定して物事を書いてもらわないといけないことと、それからもう一つ念を押して

おきます。議長は今3回だと言われるけれども、一つ一つの質問が、3回とか5回じゃなくて、一つ一つの質問が、私は5回も6回もやっておりやせんのです。いいですか。

必ず守ってほしいことは、今度建てる建物は耐久年数が、最低でも屋根だけでも25年以上あるんですよ。ですから、20年では、建てた後でトラブルが起きて、何らかの形で遺産相続したり何かがあったときに、土地を返してくれと言ったときに、その建物を撤去して返すということが条件にうたわれているんですよ。原状復帰ということになって。そうしたら、市民の方からいただいた税金で建てた建物を、まだ利用価値があるのに、取っ払って更地にして返すなんてことは、許されるかということなんです。私がくどくど聞いているのはそのことなんです。

だから、市長さんに最後にお尋ねしますけれども、どうして借り地でなければいけないのか。本巢市には本巢市が所有する土地があるんですよ。どうしてあえて借地でなければいけないのか。こういう問題が起きたときに、私も含め、また回答される市長さんもだし、ここにおられる人も多分この席にはいないかもしれない。だけれども、そういうことが起きたときに、この席に座っておる人たちにいろんな問題を残すような契約の仕方、またそこに建物を建てなければいけない理由がどこにあるのか、そのことを市長にお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

この場所になぜつくらなければいけないのかということでございますけれども、今回の全天候型スポーツ施設というのは、多目的に使うということでございまして、市内のいろいろ地域の候補地を選考いたしました。その結果、借地だけれどもここが最適だという判断をしたところでございます。それはいろいろ土地の面積等々もございまして。そういったことから、今回この地域になったということと同時に、市役所のすぐ近くで、スポーツだけではなくて災害時でのいわゆる避難場所、そして通常子供たちのいろんな行事、そういったものに市役所の前にこうした多目的なスポーツ施設をつくるという判断をいたしまして、今回つくったということでございます。

確かに候補地はいろいろあるかと思いますが、それぞれ一長一短があるということでもこの場所に決めたということは、既にお答えをしたとおりで、今までに全協等の場でもお話をさせていただいたところでございます。

そして、今回はこの土地の契約の話もございまして。教育委員会事務局長の方にいろいろ御質問ございましたけれども、この土地の賃貸借契約、これ先ほどからお答えしていますように、町村合併前、旧本巢町がずっと土地の所有者との間で結んできておる契約でございまして、今回ここに構造物をつくるということでこういうお話になったわけでございますけれども、先ほどいろいろ議論が出ていますように、当事者は確かにこれからどこまで長生きするかわかりませんし、そういうことがもしあったときに、当然相続という問題も出てくる。そういうようなこともございまして、そういうときに将来に不測の事態を避ける、そういうようなことから、先ほど事務局長の答弁の中

にもお答えございましたけれども、賃借権の設定登記というのを進めてまいりたいと思っておりますし、それから契約書の条項そのものを、議員御指摘のようにいろいろ不備云々というお話も出ておりますけれども、この契約そのものは自由原則のもとにやっております、特に法的に違法な契約を結んでおるわけではございません。たまたま個々に条項が異なっていると。これにつきましても、私自身もいろんな事情があったのかもわかりませんが、使用目的が同じことで同じように使っていくのであれば、できる限り同じ契約内容にするのが望ましいというふうに考えておまして、いずれ近いうちに相手方との協議も進めながら、市の統一した契約条項、ほかのところも新市におきましても、いっぱい土地を借地しているところがございます。そういったこともございまして、できる限り新しい市になったということで、旧の町村から引き継いでいる契約そのものにつきましても、一本化した条項、そういう統一した契約に更新してまいりたいというふうに考えております。

今後のいろんな施設の進め方は、私が市長に就任してから借地はしないということで、建物を建てる場合には必ずその土地を買って、購入した土地の上に建てていきたいということを常々事務局にもお話をしておまして、今後いろいろ出てくる施設等々としましても、借地は原則としてやらない。全部市の所有地に切りかえてやっていくというふうにしております。たまたま今回この土地につきましては、市役所前ということで、過去からずっと借りてきておる。できれば、先ほど議論の中にもございましたけれども、もし相手の方が土地を売りたいよということであれば、私どもの方も速やかにそういった土地の取得というふうに積極的に対応してまいりたいと思っておりますし、その際、お話がございましたように、当然のこととして鑑定評価に基づいてやるというのが当たり前のお話ですので、書いてあるからどう、書いていないからどうというふうじゃなくて、当然のこととして市の税金を使っている限りは鑑定評価に基づいた土地取得というのが原則でございますので、そのように今後とも対応してまいりたいと、以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

市長さんから前の契約云々ということですが、早い話が原則は原則なんです。世の中にはいろんな人がおられるんですよ、顔が違うと一緒に。全員が善人ではないということも承知しておいて、その中においてトラブルが起きないように物事をなしていくというのが行政のすべきことではないかと思っているわけです。

行政の立場としては性善説が当たり前であって、こういうことはしないであろう、こういうことはやらないであろう、よその市でもいろんな問題が起きている。今名古屋でもおもしろい問題が起きているけれども、それと一緒に、本来ならこういう問題は起こらないであろうということの中で物事の約束事がなされている。だけれども、とっぴなことが起きた、そのことに対しての対応がなされていないから言っているわけです。地主さんも善意で物事をなしているからこういうことはしないだろうというのは理解できますよ。だけれども、人間はどこで心変わりするかもわからない。

そういうことを踏まえて、10年先、20年先、50年先にも禍根を残さないようにする契約をきちんとお願いをしておきます。今の市長さんの答弁のとおり正すところは正して、また不動産の業者の人に、専門家に聞いて、私たちが借りていると同じように、20年、30年は借り主の方が絶対に強いんだという、そのかわり契約が外れた場合は、30年先には地主の権利がもう絶対なんだというような契約があるんですよ。そういう契約をきちんとするように。そして、それがなされた後で、物事をきちんと、建物を建てるなり、また入札をするなり、いろんなことをしていってください。できた段階において、もう一度私に御連絡をお願いをしたい。

次に、樽見鉄道のことについてお尋ねをします。

私はたまたまときの会ニュースで樽見鉄道の問題点を少し指摘したら、読んでくれている市民の方からこういうファクスをいただいたんですね。樽見鉄道の経緯とかいうのを。それを読んでみますと、私はこちらから来てまだ日がないんですから、よくわかりませんでしたけれども、大正8年とかぐらいからこういう運動が起きて、これは根尾の宮脇さんという方が力を注いで、何とか樽見鉄道の推進を図ろうということで相当尽力をされた。それがだんだんだんだん広がって、全国ネットの組織になったというふうに伺っているんですね。こういうすばらしい先輩の人たちの汗と涙でできたこの樽見鉄道、不幸にも今赤字という形で存続の危機にあらうと思っておるんです。これを読むと、非常に陳情、陳情という形で、その当時のお父さん方、また議員たちの熱意というのかな、行動力には本当に敬意を表します。私も議員をさせてもらって、途中、中で抜けておりますけれども、2期目に入っておるんですけれども、陳情ということでたびたび東京にも行きますけれども、あまり他の市会議員の先生たちにそれだけの馬力があるようなことは聞いておりませんけれども、この当時の市会議員の先生たちは相当そういうことに関しての馬力があつたなと思っておるところなんです。その人たちの努力によってできた樽見鉄道なんですけれども、いろんな考え方もあらうと思いますし、市長さんのコメントもいただいておりますけれども、新聞紙上等に載っておる。非常に市長さんもきついことを言っておられるようなことなんですけど、そこでまたあえてちょっとお伺いをいたします。

時間もないので、ちょっと文章を読ませてもらいます。平成14年に樽見鉄道より経営状態の報告があり、それに伴い平成15年2月に旧根尾村から1,500万円、また関係機関から1,500万円、計3,000万円の支援が行われていると。翌年には同じように関係機関から1,500万円、谷汲から1,000万円、旧本巣町から500万円が支援されている。合計6,000万になると思うんですけど、そのお金が樽見鉄道に支援されているんですけれども、これは貸し付けをしてあるというふうに伺っておるんですけれども、今どのようにこれが処理されているのかをお伺いいたします。これがまず1点。

また、同年8月には連絡協議会より県へ要望書が出されていると。また、10月には住友セメントへも要望書が出されている。この内容について説明をお願いをいたします。これが2点目。

翌月の11月には、樽見鉄道連絡協議会の総会において、来年度以降も支援を行うと決定しましたけれども、その内容についてお尋ねをいたします。これが3点目。

それから平成17年には、第1次改善計画に基づき補助がなされていますけれども、改善計画がで

きなかった場合は、樽見鉄道を経営している人に対し、どのような約束事、また支援をする以上は何らかの条件、約束事がなされていたと思います。そのことについてお尋ねをいたします。これが4点目。

それから、20年度にも同じように第2次改善計画がなされて、同じように支援が決定されているんですね。ですから、4番目と同じような約束事がもしなされているとするなら、そのことに対しての御回答をお願いをいたします。5点ですので、議長、20回までオーケーですからね。よろしくをお願いします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問につきまして、答弁を総務部長に求めます。

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、通告によりまして御回答を申し上げたいと思います。

まず私どもの最初の通告でございますが、樽見鉄道と本巢市のかかわりについてということでございますので、まずそのことからお答えしたいと思います。

設立当初、先ほど議員が御指摘のとおり、大正15年から国鉄樽見鉄道の運動が始まりまして、昭和33年に全線開通したわけでございます。それから以降に樽見鉄道につきましては、第三セクターへ移行されてきたということございまして、設立当初の樽見鉄道と本巢市のかかわりについてでございますが、樽見鉄道は昭和56年に国鉄樽見線が特定地方交通線に選定されたのを契機に、岐阜県や沿線市町のほか、国の行政機関や国鉄等で構成します樽見線特定地方交通対策協議会におきまして、代替輸送の検討が行われまして、地域住民の足の確保、大量貨物輸送への対応、大阪住友セメント関係でございますが、これの対応、神海、樽見間の路線延長、この観点から鉄道の存続の必要性があると判断されまして、自治体と民間企業の出資により第三セクター方式の株式会社により運営されることとなったものでございます。

また、先ほどの貸し付けの件でございますが、貸し付けはしてあるままでございます。また、住友セメントにつきましても、運営補助、そういうものはございません。また、補助の約束の件につきましてでございますが、これにつきましては、当初この第三セクターが立ち上げられるときに、数年で黒字になるというもとで立ち上げておられますので、その約束事というのはございません。

以上、回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

時間があまりないので、単刀直入に聞きます。

樽見鉄道が国鉄から民営になるときに、第三セクターということで、相当動いたというふうになっております。そのときに、その当時の県知事さんは、住友セメントに対して経営母体を行ってほ

しいということで相当熱心に動かされた。また、その当時の住友セメントも自分ところのセメントを運ぶことが主体であった。それをトラック輸送にした場合、採算性がどうのこうのということで、会社なりに試算を計算したところ、とても採算が合わないということで、樽見鉄道に対しては相当意欲を持って、自分のところで経営したいというような意向も持っていた。ですけれども、その考え方と知事の考え方が合併、一緒になって相当国の方にも働きかけをしたんですけれども、国鉄を民営化するに当たって、そういう鉄道の経験のない人にそれを無償で譲る、いろんなことがあろうかと思うんですね。それができないということで、やむを得ずということなんです。今の太田にある西濃鉄道ですか、そこがたまたまやっておられたから、そこをお願いをするということで、それもどうも私が聞くところでは、水面下で住友大阪セメントとそこの会社との間でトップ対談でいろんな話をした。そして、結果的に第三セクターという形になって、住友大阪セメントが株の24%、それから西濃鉄道が51%かな。県が12%、本巢市においては、その当時は市町村合併しておりませんので、それぞれでもって今は3%という形で物事がなされている。株式ですからね。

創立当初には、今言われたように、国鉄のやり方をやめて民営化にして企業の努力によってやれば、数年で黒字になるであろうということが目算として、その当時100円もうけるのに370円ぐらいの経費がかかっている。だけれども、民営化することによって100円もうけるのに106円で何とかなるんじゃないかという試算が出た。それじゃあこの6円の赤字を年間にするると3,000万である。3,000万ぐらいなら少しの間できるであろうということで、第三セクターとして成り立って行って、その間に努力をして黒字にしていこうという形がその当時の話し合いだったんですね。ですから、民間の人も少しですけれども株を買っていると。

そういう中において、ずっと時代が流れてきて、結果として6年ぐらい前ですかね。要するに第1次のときに、平成14年当時、15年当時に相当会社の経営が赤字になってきた。まだその当時はセメントを運んでいたんですね。それで、市としてもいろんな考え方の中において、存続することがいいか悪いかということで、私が手になかったいろんな先輩議員にお尋ねしたろ、ある先輩議員がその当時の資料を持ってみえました。それをいただいて読ませてもらったところ、改善計画及び診断書というものが平成16年に出されている。この中にも先輩議員がおられると思うんですけれども、改善計画の云々というのが出てきている。これを読んでも、当然樽見鉄道の存続は非常に厳しいということがうたわれている。第1次計画の中にもうたわれている。第2次計画においては、もう経営者そのものが存続は不可能であると、こう言っておられる。その中において、市民からいただいた大切な何億というお金を毎年毎年補助金という形で出している以上、経営者に対しての責任を問うために、また経営がどういうふうにされているかということも問うためにも、お金を出す人が何一つそういうものの条件を出さなくて、経営の失敗のけつぬぐいを市民の税金ですべてなすよという。何億赤字になったから支援せよ、10億赤字になったから10億出せ。それに対して歯どめのきかんような計画、またそういう約束事がなされていないということはおかしいじゃないですか。そのことを今問うているんですよ。どういう約束がなされていたかということも問うているんです。経営責任にしても、また出す人も、補助金として市民から預かった大切なお金を樽見鉄道に支援とい

う形を出す以上、市民の足を守るためにも当然いろんな条件を出したはずなんです。そのことが守られるか守られないか、そういうこともきちんと約束事の中にあってしかるべきだと思う。きちんとしたお答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今の御質問に対して、お答えをさせていただきます。

樽見鉄道の10年史を見てみますと、今議員御指摘のとおりでございます、過去にはいろいろございました。

今の補助でございますが、樽見鉄道の連絡協議会、これにおきまして第1次改善計画、または第2次改善計画、こういうものを協議いたしまして、それにのっとって補助を行ってきたところでございます。それで、幾らでもいいので出せというようなことではございませんので、その点におきまして、改善計画の中で毎年毎年それをもとに連絡協議会で検討されまして、補助がなされておるわけでございます。年間でいきますと、運営補助で市としまして6,000万強、このような金額になっておるわけでございます。

〔「ちょっと議長、本人しかわからんようなことをぼそぼそ言っておっちゃだめだ。私聞いておってさっぱりわからへん。どうなっておりますって、どうなっておるの。私は内容を知らないんだから、きちんと説明するように」と2番議員の声あり〕

○議長（遠山利美君）

総務部長、もう一度的確に答えてください。

○総務部長（中島治徳君）

今、運営補助につきましては、樽見鉄道連絡協議会の総会において、運営につきましては運営補助ということで、年間約6,000万強の補助をしておるわけでございます、またその中におきます樽見鉄道へのかかわりについてでございますが、それにつきましては今の連絡協議会と、また樽見鉄道マイレール促進協議会におきまして、経費の削減に対する御意見やら利用促進の計画も協議されておりまして、関係団体から意見を述べられる場が設けられておるわけでございます。

また、樽見鉄道の人事権につきましては、役員的人事につきましては株主総会におきまして決定されるものと、このように理解しておるわけでございます。また、今の経営責任等につきましても、樽見鉄道の役員会におきまして、その責任問題等につきましてもいろいろ議論をされておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、役員人事につきましては株主総会において決定されるというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今人事権のことが出ましたけれども、それじゃあこの本巢市において、たくさんの補助金を出しているこの本巢市において、人事権があるのかないのかお伺いします。もう時間がないから、短く。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

人事権につきましては、先ほども議員御指摘のように樽見鉄道の資本金の問題でございますように、西濃鉄道が実際の株主でございますので、約51%ですか、これによりまして西濃鉄道、住友セメントの人数、要するに役員会の人数、この関係によりまして決定されるものと解釈しております。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

いいですか、株を51%所有しておるということは、実質的な経営者なんです。私も会社の経営者ですから、筆頭株主なんですね。51%持っておるということは、人事権も経営権もすべて西濃鉄道にあるんですよ。それに対して、どんどんどんどんと融資をしておる、経営責任を問えないなんていうことが、融資する中において、条件の中においてうたわれていないということは、市民に対する、私に言わせれば冒涇だ。経営責任を問うて、それじゃあ西濃鉄道が悪いことをしないと限らない。どんどんどんどん赤字をつくって行って、それで自分にとって利益になるようにしたときに、どうやって責任とらせるんですか。だからそのことをきちんとうたっていなければいかんでしょうということを知っているんですよ。お答えをお願いします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

そのことにつきましては、先ほど申し上げました運営協議会、これにつきまして協議されておるわけでございますし、樽見鉄道につきましては第1次改善計画、また第2次改善計画、これに基づきまして、これの成果等を運営協議会でできて、むやみやたらに出しているというようなことではございませんので、御理解願いたいと思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

どれだけ議論をしても、はっきり言いまして私が提出した第2次改善計画、第1次改善計画書を出してくださいと言っても出てこない。出てこないということは、はっきり言って役場にはないんですね。それから、いろんな契約、いろんなお話をしたと言われる。その議事録等の提出を求めても出てこない。出てこないということは、正直なことを言って、部長さんを悪く言うわけじゃないん

ですけれども、部長さんもその知識は入っていないはずなんです。あれば出してくれたらと思っています。ですから、出ていない。

では、この支援がどこで決められたかということなんです。どういうふうで決められたか。市民から預かった税金をどんどんどこどこ出していくことに対して、市会議員初め、またこの執行部の皆さん方が、責任をどこでとるかということなんです。そういうこともうたわれていないような中において、何億というお金をどんどんどんどん補助金という名目で出していくことに対して、執行部に対しても、また議員に対してでも、ある程度責任はきちんと明確にしてもらわなくてはいけない。また、経営者に対してでも、あまり間違ったような経営をしておるなら、それに対して厳しい指導ができるような体制をこれからきちんととっていただきたい。私は樽見鉄道の支援を廃止せよと言っているわけじゃない。先輩諸兄方が、血と汗と涙でつくった樽見鉄道ですから、何とか存続をさせてやりたい。そのためには、出す人も、また仕事をする人も、ここにおられる議員の人も、物事を決定するときには必ず自分の責任というものを明確にして、天下に私はこういう意思を持ってこういう支援をしたんだということに対しての責任がとれるような支援をこれからもお願いをしたい。

市長さん、これからいろんな形でこの問題を討議していくと思うんですね。きちんと今私が質問したことが回答としてぽつぽつと出るような契約、約束事をきちんとお願いをして、樽見鉄道についての一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

続きまして3番 黒田芳弘君の発言を許します。

3番（黒田芳弘君）

議長の発言の許可のもと、私の質問に入りたいと思いますが、まず初めに9月14日、注目の民主党代表選挙が行われました。御存じのとおり菅総理が再選をされたわけではありますが、この結果を見てみますと、党员・サポーター票では5倍の差があったにもかかわらず、国会議員票ではたった6票の差ということでありました。国会議員も同じ民意で選ばれたはずなのに、永田町の常識と一般の間にはこれだけ差があると。一体何が民意なのかよくわからなくなってきました。マニフェストは当然実行としておりました小沢さんが敗れましたことで、明示してあった子ども手当2万6,000円の満額支給はどうやら守れなくなるようであります。

本市もこの辺で、本巢市は子ども手当満額支給といったような思い切った施策を打ち出して、各地よりたくさんの子供連れがやってきました、北部の過疎地域に住んでくれれば、頭を悩ます諸問題が解決でき、レールバスに乗ったみんなの明るい笑顔が見られるのではないかと思っております。市長にはこんな大胆な発想を御期待申し上げながら、通告してあります2点9項目について、順次質問を始めます。

1点目、防災の取り組みについてでございます。

豪雨災害につきましては、昨年の7月から8月、各地で甚大な被害をもたらした西日本豪雨で、後手に回った行政対応など、多くの問題が指摘をされました。気象庁は5月末から約1,780の市区

町村単位で大雨の警報、注意報を発表するようになり、よりリアルな気象情報が携帯端末機で確認できるようになるなど、災害に関する情報は質・量ともに向上をしております。しかしながら、ことしも残念なことに、7月15日に可児市で全市に避難勧告が出され、可児川からあふれた濁流に3人と車のみ込まれ、1人が死亡、現在も2人の行方がわかっていない惨事がありました。また、隣の八百津町では、土砂崩れで住宅が押しつぶされ3人が亡くなるなど、県内においても悲しい被害をもたらしました。特に近年は、ヒートアイランド現象や、地球温暖化の影響が指摘をされますゲリラ豪雨と呼ばれる時間雨量100ミリを超えるような短期的・局地的な集中豪雨は、これまで台風中心に備えてきた従来の風水害対策では対応し切れない面があります。また、これらは10年目を迎えた東海豪雨でも検証されますよう、都市部での防災の基礎づくりについても重要性が問われており、環境や社会形態の変化に対応した犠牲者ゼロの都市づくりを目指す必要があると考えます。

そこでまず、高齢者や障害者など要援護者の避難支援についてであります。高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加や、地域コミュニティ意識の希薄化などの社会背景から、地域や社会から孤立した状態で高齢者が死亡する事例が全国的に問題となっております。高齢者の所在不明につきましては、7月28日に東京都足立区で111歳の遺体が見つかったことから問題化となり、戸籍上でペリー来航の6年前に生まれた人などが出てきまして、ついにはあのショパンと同年の200歳の戸籍が存在をするなど所在調査は手詰まりとなり、発覚1ヵ月で100歳以上のお年寄り290人の所在がわからないといったような大きな問題となりました。また、県内ではひとり暮らしの高齢者が、だれにもみとられずに自宅などで死亡する孤独死が3年続けて年間200人を上回るなど、地域のつながりの希薄さが指摘をされております。

そこで1点目、見守りネット活動についてであります。これは国において平成19年度に孤独死ゼロを目指した推進会議を開催し、高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくりに向け、各自治体の実践を全国に普及させる取り組みです。資料の1にありますように、自治会や町内会単位で民生委員や福祉委員、ボランティア団体などでチームを組織し、ひとり暮らしの高齢者や障害者を定期的に訪ね、声かけや困り事の相談に取り組むもので、社会福祉法に基づいて作成した地域支援福祉計画で、09年から13年に活動実施率の数値目標を初めて盛り込んだとしております。これによりますと、13年度末に100%実施の目標を上げているが、昨年10月時点では県内42市町村のうち、土岐や山県市など14市町と並んで、本市では活動がまだ始まっていなかったとしておりますが、現在の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、通告によります防災への取り組みについてということで、見守りネットワーク活動の現状についてお答えしたいと思います。

災害時にひとり暮らしの高齢者、障害のある方の支援を行うためには、要援護者の所在や障害の

状況、あるいは生活対応等の情報把握とネットワークが必要でございます。災害時要援護者見守りネットワークは、地域の安全は地域で守るという意識によりまして、市内各自治会単位で自治防災組織、民生委員などが構成員として設置しました見守りネットが、消防団、消防署、警察署と連携をとるためのネットワークでございます。災害発生時にネットワークが機能することにより、要援護者の支援を行おうとするものでございます。

本市の現状は、各自治会ごとに自主防災組織、民生委員などが中心となって要援護者の支援体制をとっているところでございます。また、福祉における日常的な見守り活動としましては、民生委員、児童委員によります見守りや、社会福祉協議会が行っております給食サービス、あるいは老人クラブの友愛訪問等により見守り活動を実施しております。

今後とも、各自治会の自主防災組織と、要援護者と接している社会福祉関係者を初め消防団、消防署、警察署と連携した要援護者支援体制の構築に向けて支援していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま説明がございましたが、現在の体制で高齢者の戸籍と所在の照合確認についてはどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

現在、こういった事件が発覚しまして、100歳以上の高齢者につきましては、現在本巣市は7名見えるということで、確認をしております。これは100歳のお祝い金等を持参しておりますので、直接御本人にお会いして確認をしております。

また、この100歳以上の予備軍でございます99歳につきましては、現在本巣市には9名お見えになります。この9名のうち5名につきましては在宅でそれぞれ介護を受けてみえる。そして残りの4名につきましては、施設の方を利用してみえる。その4名のうちの1人は入院中ということでの確認をしております。

また、75歳以上、後期高齢の該当者が約3,800名ほど見えますが、約97.02%につきましては、医療行為等何らかの利用をなさっているということで、そういったもので確認がしております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

2点目に移ります。

要援護者支援マップについてのお尋ねでございますが、資料5で、要援護者支援マップとは、災害時に手助けを必要とするひとり暮らしの高齢者、障害者の居宅を明示した地図で、作成は地域住民で情報を共有し、速やかな安否確認と避難支援につなげるねらいでありまして、個別に氏名や必要な手助け、緊急時の家族、支援者らの連絡先を明記した避難支援計画と対応させるものでありますが、これもここにありますように、3月末時点での作成済みは県内において20市町村であり、6市町村はまだ着手していなかったとしておりますが、本市ではこの辺についてはどのような状況であるのかお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

それでは、要援護者支援マップの作成ということでございます。

ひとり暮らしの高齢者や障害のある人など、災害時に一人では避難できない方のために、本市では平成21年3月に災害時要援護者登録台帳を整備いたしました。台帳への登録につきましては、個人情報に配慮し、手挙げ方式を採用しております。対象となる方から登録申請をいただいて、登録者としていただいております。

この制度は、要援護者台帳登録者の名簿を一覧表にして、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員など災害関係機関に提供し、平常時から情報の共有を図ることで、災害時の正確な情報の伝達、安否確認などに役立てていこうという制度でございます。現在、自主防災組織と民生委員、社会福祉協議会に要援護者名簿を提供し、災害時に備えているところでございます。

御質問の要援護者支援マップは、この名簿掲載者の自宅を地図に落とし、災害時支援活動に利用するものでございます。本巢市では、昨年の12月に県域統合型GISシステムを利用し作成が完了しております。しかし、課題といたしまして、現在の要援護者台帳登録者は対象者2,842名中1,124名でございます。登録者が40%という現状であります。今後さらに啓発に努めまして、台帳への登録促進を図り、災害時に一人の犠牲者も出さないよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今説明をいただきましたが、やはり本市のこのホームページを開いてみましても、この登録台帳への呼びかけをしておりますが、支援に必要な個人情報を提供することに同意された人しか対象にはならないこともありますし、対象者というのは常に変化するわけであると思いますが、今登録状況についてはお聞きをいたしました。この登録リストやマップは、行政組織としてどのような形態で移り変わるものを把握されておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

○健康福祉部長（浅野 明君）

こうした要援護者の移動につきましては、福祉で言いますところの見守り、あるいは安否確認等によって実態把握をしているところでございますし、また障害者、あるいは要支援者と言われる方々につきましては、当然申請に基づいた台帳を整備しております。そういった中での確認を進めていきたいというふうに思いますし、またこの移動につきましては、こういった情報を防災の方と共有することによって、移動をかけていきたいというふうに思います。

ただ、あくまでも個人からの手挙げ方式によります登録につきましては、当然高齢者につきましては、見守りの中で十分御説明をしながら、登録していただくような同意を取りつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

3点目に移ります。

福祉避難所についてであります。これは高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者ら災害弱者向けの避難所でありまして、一般の人と同じ避難所では食料配布の放送が聞こえなかったり、狭い空間で周囲に気兼ねして強いストレスを抱え、体調も崩しやすくなることなどを踏まえ、安心して避難ができるよう国が自治体に設置を促しているとしております。

資料の3を見ていただきますと、ことし3月時点で1ヵ所以上指定している自治体は県内では15市町にとどまっているおり、東海4県で最低だったとしております。これにつきましては、厚生労働省は各小学校区ごとに1ヵ所ほどの指定が望ましいと指摘をしておりますが、施設のバリアフリー化やトイレの整備、また介護員の配置などが必要でありまして、費用もかかることなどから、なかなか進まないのが現状のようではありますが、これについて本市の取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、議員の福祉避難所設置への取り組みについてお答えさせていただきたいと思ひます。

災害時要援護者の避難対策としましては、本巢市地域防災計画では、避難所において災害時要援護者に対する物資の調達及び人材の派遣を迅速に行うことや、災害時要援護者のニーズを調査し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等、必要な措置をとることとしております。さらに、緊急入所施設としては、老人福祉施設であります大和園を指定しておるところでございます。

福祉避難所として利用可能な施設としては、社会福祉施設等のように現況におきまして要援護者

の入所が可能な施設のほか、現況では福祉避難所としての機能を有していない一般の指定避難所においても、機能を整備することにより福祉避難所とすることも可能であるわけでございます。

県内市町のうちにおきまして、35%の市町が既に福祉避難所を指定しておるわけございまして、指定を済ませた一部の市町の指定状況を確認しましたところ、公共及び民間の福祉施設を活用して福祉避難所としているのが現状でございます。市内におけます災害時要援護者の数は、今年度4月現在でございますが、先ほども答弁にありましたように2,842名であるため、特別に福祉避難所として指定する場合におきましては、使用可能なスペースの状況、施設の設備の状況、人的体制など福祉避難所として対応可能であるか、また災害時要援護者の対象者の精査等を行いながら検討する必要がございます。今後におきましては、関係部局及び関係機関と十分協議を行いまして、既存の施設を活用した福祉避難所の指定に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

すみません、ちょっとわからなかったんですが、本市においてはまだ福祉避難所は指定されていないということですか。大和園指定されているんですかね。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

今のところ大和園のみでございます。

今後、今も申し上げましたように既存の施設を活用しまして、先ほど議員御指摘のように他の健常者と困うような感じとか、そのようなことも設けていきたい。また、簡易トイレ、そんなようなものを設けていきたいというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたように、2,842名全員ではございませんので、このあたりの方、65歳以上の方で健常者といいますか、元気な方も要援護者の名簿の中に含まれておりますので、このあたりも精査をいたしまして指定に向けて検討していきたいと、このように考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今の説明を聞くように、国が目指しております小学校区単位1ヵ所程度の設置につきましては、現在市にあるいろんな条件を満たす施設を順次指定していくことによって可能かと思ひますが、例えば根尾のような広い地域では、そこへ移動する手段の問題もあつたりして、なかなか難しいと思ひますし、例えばそれ以上に、自治会ごとの公民館を設置していくというようなことになると、

先ほど説明したように施設の整備や介護員の配置等、いろんな問題もあって限界もあると思いますが、調べてみますと、県内の市町におきまして、本市と同じように山間部を抱えて面積の広い関市が199カ所と、飛び抜けて指定箇所が多いわけでありましたが、どんな状況なのかかわかっておればお聞かせ願います。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

関市におきましては、既存の自治会の公民館、バリアフリーとなっている公民館すべてを計上されているということを聞いております。また、先ほどの議員御指摘の各小学校区に1カ所程度ということで、10人の避難者に対しまして1人の介護者がつくというようなことでございますが、これに対してはいささか不明であるというようなことでございます。

また、要援護者の中には議員御指摘の動けない方とか、要するに人手が必要という方がお見えになると思います。また、根尾地区につきましても特に移動の関係で時間がかかるということでございますし、またそれぞれの公民館を指定しましても、土砂災害の関係でイエローゾーン、レッドゾーンにかかってくる公民館が非常に多いわけでございますので、今すぐ指定ではございませんけど、そのあたりも視野に入れながら、既存の施設といたしますのは特別養護老人ホーム等につきましても、協定を締結できましたらしていきたいと、そのような施設も利用させていただきまして、福祉避難所としてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今関市の状況につきましては、自治会ごとの公民館を、条件はまだ整っていませんが、指定していったという説明でありましたが、こういった施設につきましては、このようにむやみやたらにどこにでも設置をすればいいというものではなく、実際に機能できるものを、先ほどの要援護者の支援マップやリストと見比べながら、必要でないところには指定する必要はないと思いますので、必要な箇所に計画性をもって設置されていくというのが望ましいと思いますが、今後はどのように本市はそれを設置していくのか、具体的な計画があればお聞かせ願います。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

要援護者の福祉避難所でございますが、先ほど2,842名と申し上げましたが、その中で、先ほどもお答えさせていただいたところでございますが、対象者を精査させていただきまして、どの地区に何名ということで、そのうち先ほどの見守りネット等によりまして避難していただく人の数等も精査させていただきまして、その場所につきましても人数等もあわせまして、必要な施設を指定し

ていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

4点目に移ります。

ことしも8月の30日に総合防災訓練が行われたわけでありましたが、現在のこの防災訓練の評価についてお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

それでは、本巢の総合防災訓練につきましてお答えさせていただきます。

訓練は隔年で大規模地震、風水害とテーマを分けて実施しておるわけでございます。内容としましては、市対策本部訓練、地区自主防災組織訓練とに大別しまして、より実践的な訓練を目指して実施しておるわけでございます。今年度の地区自主防災組織訓練におきましては、各自主防災組織による独自の訓練や、各地区内の指定した自治会が参加する避難誘導訓練、模擬現地訓練を実施しました。また、市災害対策本部訓練では、職員の非常参集訓練、災害対策本部設置訓練を行ったほか、職員が自治会へ出向きまして、収集した被害情報を各庁舎の現地対策本部を通じまして、市災害対策本部内の災害情報集約センターに集約する訓練も実施したところでございます。そして、最後には関係者が一堂に会しまして、全体で防災知識を高める防災講演会を行ったところでございます。また、今後におきましてはより実践的な訓練となるように、災害対策本部を中心に組織的な対応をいかに行っていくかを重点に訓練内容の見直しを行ってまいりたいと考えております。

また、自助、共助の部分におきましては、災害の種類も地域によって異なってくることから、自主防災組織訓練につきましては、根尾・本巢地域であれば土砂災害、また糸貫・真正地域であれば内水はんらんといったような、より地域の特性を考慮した内容となるよう、工夫を凝らした訓練メニューを提案してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私もこの防災訓練に何回か参加をしていますが、ことしでも地震発生の場合の既に何分か前に避難所に集まっていたりしておりますし、南部の方では参加者が半分にも満たないような自治会があるようでございまして、いま一度この訓練の内容や意義について、防災意識が高まるような工夫が必要ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

このほど行いました訓練では、北部も南部も同じように風水害という形で行ったわけでございますが、風水害につきましては、先ほど申し上げましたようにどちらかと言えば南部、糸貫・真正地域ということで、風水害におきます内水はらん、実際に起こるべき内水はらんというものをメニューといたしまして、また根尾・本巢地域であれば実際に起こる土砂災害、こういうものを基本メニューにいたしまして、自主防災組織に対しましてより細かなメニューを提示させていただくことによりまして、その中におきますまた独自の工夫を各自治会といえますか、自主防災組織でございますが、ほとんどの地区が自主防災組織があるわけでございます。その自主防災組織を通じまして、より皆さん方が参加できるメニュー、こういうものを私どもも提案させていただきますとともに、各自治会においても一緒になって考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

5点目に移ります。

昨年も西日本豪雨での例を挙げ、避難勧告のタイミングや指示のあり方、伝達方法や誘導方法について御指摘をさせていただきました。このことにつきましては、全国的にも各自治体で対策が講じられてきたはずではありますが、資料の4にありますように、7月15日の豪雨災害で八百津町は1万1,312人に対し避難勧告、さらに130人に避難指示を出しましたが、実際に避難が確認できたのは1.2%に当たるわずか139人であったとのことであります。可児市でも全世帯の10万人に勧告をし、2,000人に避難指示を出しましたが、避難者はたった0.2%の175人であったとしております。昨年災害に遭われました兵庫県の佐用町では18人が死亡したわけではありますが、遺族が町の避難勧告のおくれが原因として損害賠償を求めるといふようなことであります。こんなことにより、勧告を発令する自治体にとってはその重要性がますます高くなってきております。

昨年、私が御指摘をさせていただきました避難勧告等の判断・伝達までについて、本市も先例に倣いマニュアルの策定を検討するとしておりましたが、その後についてお伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定でございますが、本年8月末に策定を完了しております。また、9月8日に発生しました台風9号による豪雨時でございますが、このときもこのマニュアルに基づきまして災害対策本部を設置しまして、本巢地域北部に避難準備を発令したところでございます。

また、このマニュアルにつきましては住民への周知に努めていくとともに、平成23年度に予定されております土砂災害警戒区域の指定を踏まえまして、また修正を加えてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

6点目に移ります。

近年、50年に1度とか100年に1度といった想定外の局地的豪雨が多発しておりまして、災害が発生をしておりますが、まだまだ事前に防ぐことのできるものがたくさんあると思います。八百津町では、被災後に設置をされました基準に達すると回転灯やサイレンが作動する土石流センサーも、事前に設置をされていれば犠牲者は出なかったであろうし、今後施工されるであろう砂防施設や河川整備も、起きてからでは犠牲者にとっては何の意味もなく、遺族にとってはなぜ前からやってくれなかったと悔やむのは当然であります。土砂災害警戒区域内のパトロールの強化や、その中でも特に危険な箇所には土石流センサーを設置することも大切であると思いますし、例えば防災無線はありますが、聴覚に障害がある人にはどう対応するのかなど、多くの課題が残されていると思いますが、犠牲者ゼロの防災に向け、今後の重点対策についてお尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

市内におきまして、豪雨災害時に最も注意すべき点は山間部におきます土砂災害、根尾川の洪水、真正地域の内水はんらんであると考えておるわけでございます。

まず、山間部における土砂災害における対策としましては、土砂災害警戒区域を公表しまして、該当する住民の方々にそのことを認識していただくことはもとより、災害警戒情報発令時には速やかに土砂災害警戒区域内の住民に避難情報を伝達するとともに、市災害対策本部を立ち上げ災害発生に備えることと考えておるわけでございます。

次に、根尾川の洪水や真正地域の内水はんらんにつきましては、山口ゲートの早期閉鎖や、過去において浸水災害が発生した地区の警戒、または犀川、政田川の越水発生時には、速やかに水防団等により水防対策を講じる等の対策を考えておるわけでございます。

このたびの台風9号におきましても、これらのことを踏まえ、外山地域へ避難準備の発令などの対応をさせていただきましたが、ゲリラ豪雨災害時、行政による対応が期待できない災害の発生が想定されます。こうした事案に迅速に対応するには、自助及び共助による対応が最も重要になることから、行政としましては、日ごろから住民の皆様に対して災害危険区域の周知徹底や災害時の備え等の情報提供に努めるなど、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

2項目めの田舎暮らしをキーワードにした促進についての質問に入ります。

近年、田舎暮らしという言葉がメディアを通じてよく聞こえてくるようになりました。そんな中、資料の5にありますように、交流居住という、都会に住む人たちが都会と田舎の両方に滞在、居住する場所を持ち、それぞれの場所を仕事や余暇、趣味などのために使い分け、田舎では地元の人たちと交流を楽しむといったように、交流を主たる目的として都会と田舎を行き来するライフスタイルをいい、それぞれのスタイルに合った形があります。また、限界集落という言葉に危機感を持った地域が何とか若者に来てもらおうと必死になってIターン、Uターン策に加えまして、別地域からの移住・定住促進に力を注いでおります。それに比べまして、本市では前向きな施策に乏しく、本市にある大型の観光施設や宗次郎コンサートなどのイベント、また商業や農業との連携効果が十分に発揮されているとは言えない状況にあり、先進地に学んで積極的に取り組みたいと願うところでございます。

そこで1点目。移住・定住策につきましては2009年の3月定例会で取り上げ、その中の答弁の中で、みどり団地の販売促進と空き家提供の調査・検討を進めるとし、さらに豊かな自然に恵まれた本地域のPRを図り、移住者の増加に努めると市長みずからが答えております。それから1年半が経過をしますが、その後の状況と、何か新たな取り組みがなされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは、2点目の田舎暮らしをキーワードにした交流、居住と移住・定住促進につきまして、第1点目、その後の状況と新たな取り組みについてということに対しまして、お答えをさせていただきます。

移住・定住促進の取り組みにつきましては、平成20年度から移住交流推進機構に加盟、また21年度には岐阜県移住・定住促進会議に加入しまして、県と連携を図り、都市から田舎への移住施策を実施している先進地の情報収集に努めるとともに、岐阜県への移住やU・Iターン、田舎暮らしの応援サイト等々において、当市の豊かな自然に恵まれた本市地域のPRに努めているところでございます。

また、過疎地域の生活環境や生活をする上での課題を把握するために、平成20年9月に国土交通省と共同しまして、根尾地域でアンケート調査、ワークショップを行いまして、昨年度調査の分析を行いました。その結果を少し報告させていただきますと、まず生活する上で困っていることとはということでございますが、現在では猿、イノシシ、シカ、こういったものの獣害が一番困っている

という答えた方が一番多く、また現在も、あるいは10年後も困っていることにつきましては、救急医療機関が遠く時間がかかるとか、近くで食料とか日用品が買えないこと、こういったことが困っておられるということが多くを占めております。反面、近所に住んでいる人が少なくなるということにつきましては、少ない結果となっております。

いずれにいたしましても、今後につきましては、さらに本地域のPRに努めるとともに、先ほど来、まだ進んではないかといったことですが、空き家状況の再調査とか遊休農地の調査、そういったことや、さらには先ほど言いましたアンケート調査の補完という点で、各根尾地域での住民との懇談会、こういったものを開催するなど地域の現状把握等情報収集に努めまして、移住・定住希望者へ情報提供するほか、県、他自治体を実施しております移住関連施策を調査・研究しまして、本市に合った移住・定住対策を検討してまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今答弁いただきましたが、アンケートやら協議会への加入といったようなことばかりで、具体的な施策は何もされておられないということがよくわかりました。本市の市営住宅に、これは定住促進ではありませんが、神海の住宅があるわけですが、ここは駅や小学校のすぐそばという好立地のためか、子供連れの入居者が多くて、児童の少ない外山小学校は大変助かっているというように保護者の方からよく耳にします。これも平成13年の建設でありますから、もう1棟建設ぐらいの考えがこれまでであってもよかったと思いますし、先ほど冒頭で触れました坪4万5,000円のみどり団地の分譲地も、まだ6区画残っており、これの完売には、現在の市場を考えますと、農園などの付加価値をつけることや価格の見直し等も必要ではないかと考えられ、こういった既存のものも十分生かし切れていない状況であると思います。これにつきましては、また部長は担当が違うとおっしゃられると思いますので答弁は結構ですが、これが私が感じておる現状かと思えます。続いて2点目に入ります。

資料の6の中にあるように、岐阜県では夏の行楽シーズンを活用して、「ぎふの田舎へ行こう」というキャンペーンを9月30日まで展開し、田舎体験を推進しております。また、過疎地の活性化のために各分野の若手職員7人で構成をしましてふるさと応援チームを創設し、郡上市の明宝へ派遣をいたしました。これは移住促進に取り組む住民の活動、特産品のブランド化、間伐材を利用した商品づくりを後押しし、地域に人を呼び込み、集落維持のための住民活動を支援するねらいがあるようであります。ほかにもここで紹介しておりますように、県内の自治体において、おのおのが田舎暮らしをテーマにしたさまざまな体験プランを企画し、PRをしておりますが、こういった施策についてどう思われるのか、市長にお考えをお伺いします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、今の田舎暮らしに関連して、県内の他の自治体の取り組みどうかというお話でございます。

議員御指摘の県内の他の市町におきましては、いろんな取り組みをされております。郡上市ですとか、中津川市とか、恵那市とか、すぐ隣の揖斐川町というようなことで、それぞれ移住対策ということでの取り組みを進められております。それぞれ中身をちょっと拝見させていただきますと、それなりに皆さん方知恵を絞って、ぜひこの地域に人に住んでほしいということでの取り組みの施策が進められておるということで、私ども大変参考になるものだというふうに思っております。

こうした取り組みの結果をいろいろちょっと調べておきますと、郡上の方ですと20年度に3世帯3人、21年度に2世帯2人というような結果。また、中津川では20年度に1世帯2人、22年度に2世帯8人というようなことで、それなりの成果も出ておるところもございます。ただ、県内のトータルの数値を統計等でちょっと調べさせていただきますと、県内のこうした取り組みによります実績というのは、平成20年度ですとトータルで11世帯22人、21年度には50世帯の126人というふうになっておるようでございます。

しかし、この中身を見てまいりますと、どうもそれぞれの、先ほど申しました郡上にしても、中津川にしても、恵那にしても、昔のまちなんでなくて、周辺にいっぱい合併して一つの市になっておるというようなことございまして、実態を見ておきますと9割近くのもののが旧の市町の中心部への移住が大半というふうでございまして、なかなか同じに市内にあっても過疎地域等の条件不利地域にはなかなか移住が進んでいないという状況のようでございます。これはやはりいろんな手当を、支援をやってもなかなかそこへ住んでもらえないというような実績が出ておるようでございます。そういったことで、今後いろいろ他市の例も参考にしながら考えていくんですけども、やはりその地域の中で、先ほど企画部長がお答え申し上げましたように、地域の皆さん方が何を考えているのか、どういう希望を持っているのかということも統計、調査等もさせていただいて、その数値を先ほど御報告させていただきましたけれども、その地域において地域活性化、やはり若い人がいなくなると、どんどん活性化の担い手にしたいというのか、単なる人口減少、人が減っていくから少しでも高齢者も含めて入ってきてほしいということなのか、やはりそれぞれその地域住民の皆さん方の御意向も伺いながら、そして最終的にはそこに住んでおられる住民の皆さん方の協力というのが大変必要でございまして、そういった方々の協力を得ながら受け入れ体制の整備というのが、今回の他の市町の例、そしてそれを踏まえた実績等を見ておきますと、そんなようなことを感じておまして、私ども本巣市もこういったことも踏まえながら、先へ先へと検討を進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほどちょっと企画部長、担当が違うので云々というお話もございました。水鳥の団地の等々というお話もございまして、外山の住宅云々の話もございました。その中でも特に水鳥団地につきましては、既に当時の価格で購入して住んでおられる方がいるということで、今の価格か

らすると大変実勢価格が下がっておりまして、少なくとも3分の1以下になっているんじゃないかと思っておりますけれども、そういった中で、同じ市がやる事業でそこを安くしてまた売却するというのは、既に高いお金で当時お買い求めいただいて住んでいる方々になかなかそういう理解も厳しいだろうと。となりますと、やっぱりちょっと違った形での利用方法というのを考えていかなければならないのかなというふうに思っております、先ほど来、産業建設の方に昨年来からずっとどうするのがいいのかというような議論を進めさせていただいておりますけれども、なかなかいい知恵も出てこない。そういう中でまた今回そういうお話もございましたので、もう一度この地域の土地も含めて、どういう利用法があるかということをもっと広い視野で考えていきたいなど。そして、これが最終的には市のためになるということであれば、その辺のことも考慮しながら、少々のごことは目をつむりながら進めていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、それぞれその地域に住んでいる方々の意向ということもしっかりと聞きながら、そして他の市町の例なんかも参考にしながら、一昨年お話があってから進んでいないというお話もございましたけれども、それなりに担当部局の方では、先ほどお話ありましたように本巢市のPRということで一生懸命取り組んできておりますし、またいろんなイベントでも本巢、そしてまた根尾地域、外山地域のPRというのも機会あるごとにPRさせていただいております。これからそういったものも強化をしながら、この地域の魅力を発信して、そしてそこに先ほどお話がありますようなことも、他市の例も参考にしながら取り組む、そういうことを考えていきたいというふうに思っております。

[3番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

今、他地域の取り組みについての感想を聞かせていただきましたが、今回この先進地の取り組みをネットを使って調べてみましたところ、本巢市のうすずみの里定住促進事業というのが恥ずかしそうに出てまいりました。その内容というものが、根尾地域及び外山小学校区に定住の意思を持って新たに居住された50歳未満の人に年1万円を10年間支給とする大変質素なものであります。本当にこんな政策だけで人を呼び込める定住事業と言えるのでしょうか。大変疑問に思っておりますが、答弁は結構です。

3点目に移ります。

資料7にありますように、移住促進に積極的に取り組んでいる高山市では、移住体験施設秋神の家を4月にオープンをいたしました。これは廃校となった秋神小学校の旧教員住宅6戸を改修したもので、27件の予約があって9月末まで満杯ということであります。また、以前にも紹介いたしましたが、資料8にもありますように、宅建協会とタイアップした空き家紹介制度も取り入れ、現在23件の物件が登録をされております。これにつきましては、郡上や関市でも同じような取り組みがされております。さらに資料の9にあるように、古い空き家ともなりますと改修が必要となっ

ますが、受け入れやすいよう改修を補助する制度がありまして、移住を希望する人にとってはとても充実した制度となっております。この高山市のように、まずは体験施設で田舎暮らしを体験してもらい、その上で希望者に住居をあっせんする。さらに必要に応じて賃貸料の補助や改修を補助するといったような、本当にこの移住を考えている者にとっては短期間でこれが実現できる合理的な施策であると思いますが、限界集落が多く点在しまして、過疎に歯どめがかからない北部地域に希望が持てるよう、このような施策をすぐに取り組むべきであると私は考えますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今のお話は大変参考になって、いい御指摘をいただいたと思っております。特にこの本巢市北部地域での人口増対策というのに、私も就任してからいろいろ考えさせていただいてきておるわけですが、一方この本巢市全体を見ますと、北の方はそういう過疎地域がどんどん進んできていますけれども、糸貫の南部から真正地域にかけましては、今人口がどんどんふえてきておまして、小学校の増築、また中学校の増築というような、今そんな時代になってきております。どんどん合併以来、南部地域では人が移住してきているというようなことで、我々、今のこの小さなまちでございますけれども、一つのまちの中で、一方では人口の急増対策、一方では過疎対策という二つの目標を持って今取り組ませていただいております。そういう状況で、一方を強く、一方をまた弱くというようなわけにはなかなかまいりませんが、二つの政策を同時進行に進めていかなければならないということで、現在ちょっとスピードが遅いんじゃないかというような御指摘もいろいろあるかと思っておりますけれども、その辺の事情というのも考えていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

ただ、市政を預かる身といたしましては、北に住んでいる方も南に住んでいる方も同じ市民でございまして、ひとしく行政サービスをしっかりと対応していかなければいけないというのは常々思っておりますし、職員にもそういったことを前提で施策を進めるということは常々申し上げておりますし、私も先頭に立ってその辺の政策については進めさせていただいております。

そういったことで、先ほど北部地域の方にスピード感を持って少しでも早くというお話がございました。そういったことで、今後移住・定住を進めるというためにも、先ほど御答弁させていただきましたように他市の取り組みというのも参考にさせていただきながら、そして、でき得れば今の御指摘にございましたような高山市等々でやっておられますような空き家情報の提供、そしてまたそういったものについて、もし定住ということがあれば、支援というようなことも今後検討を進めていきたいというふうに思っております。

その中で、今回たまたま後期基本計画を策定中ではございまして、23年度からの5年間の後期の基本計画を策定中ではございます。そういった中で、特に地元の皆さん方の御支援御協力をいただきながら、市民協働事業、いわゆるコラボレーションの一つとして積極的に取り組んでまいりたいと思

っております。また、ぜひ後期基本計画の中にこの移住・定住推進事業というのを取り上げて、地域ぐるみで、そして根尾地域、外山地域の皆さん方にも参加していただく、そういった形でこの移住・定住対策というのをしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうかそういった面でぜひ地元の皆さん方にも御支援御協力いただきますよう、議員の方からも働きかけていただきまして、実のあるものにしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私も、自分たちでできることはなるべく自分たちでやろうと思って、地域でのいろんな地元の活動は率先してやっておりますが、今回行政にこのことを進めてほしいという理由が二つございます。

一つは、こういった移住・定住策につきまして、希望者の立場になって探してみますと、現在においては便利なインターネットをどうしても頼ってしまい、そして検索に当たっては、どうしても信頼性の高い行政が発信をしているものに行ってしまうということが1点。

もう一つは、地域の教育問題と大きくかかわることでございます。私が住む根尾地域では、昨年、有識者やPTAの代表がメンバーとなって地域教育活性化検討会議なるものを設け、これからの地域教育のあり方について意見交換を重ねております。話題の中心は、やはり複式学級の解消と、それにかかわる学校存続の問題であり、この状況を招いた行政の無策と、それにかかわっていたであろう人たちの子や孫も地域を離れていってしまったことに対する強い批判が出ております。しかしながら、そんなことばかり言ってもしょうがないので、対策を考え、現状を見てみますと、現在の小学校5年生が14人で、その後7、7、7、6、4となり、昨年全校児童67名であったものが、平成24年度には36人まで減り、さまざまな行事や活動に支障が出てまいります。あと1学年二、三人ふえたということで、何とか都市部から移住をしてもらえるような策を講じてほしいという意見で集約されております。これは待ったなしの喫緊の課題であり、市長が今申しいただきましたことを、数年時間をかけてゆっくりやるような施策では到底対応できませんが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど申し上げましたように、何年もかけてというようなことは思っておりません。今も申し上げましたように、後期の基本計画の中で市民協働事業の一つということで、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、これは来年度スタートということでございますし、その中で特に地域の皆さん方にも、こういう田舎暮らしをやるには、先ほどずっと議員御指摘のように、地域の皆さん方が、空き家も含めてそうですけど、そうした支援体制、そしてサポート体制という

のがしっかりとできないと、なかなか前へ進まないということなこともございまして、特にまた地域の皆さん方にその辺の御理解をいただきながら、スピード感を持って取り組んでいくようにしてまいりたいと思っています。決して長い時間をかけてどうのこうのということじゃなくて、市としての取り組みはそういう気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま地域の理解のお話もされましたが、私は自分の地域で侵入者を拒むようなことは絶対にないと思っております。岐阜県内では、先ほど紹介しました先進地の取り組みが功を奏しまして、旧年度に自治体のあっせんで県内に移住した人は、揖斐川町、高山市、飛騨市など8市町に合計126人と、前年の22人から6倍と飛躍的にふえたそうであります。これらは決して大きな費用を必要とするものではなく、短期的な定住策としては結果が示すとおり効果的であると考え、同じような結果を出せば少しは明るい展望が開けるのではないかと取り上げてみましたが、どうも積極的な答えを引き出すことができませんので、帰ってみなにもいい報告ができそうにありません。

過疎や限界集落といった言葉は、住んでいる者にとってはとても暗く希望の見えない言葉であります。仕事や学校教育、地域医療、公共交通の問題が先の見えない不安な状況の中、それでも私たちは地域に残って、わずかな希望を持って生きております。若者の地域に住むことのできる最低の条件は、みんなと同じ条件で安心して通うことのできる学校があることでございます。

最後に申し上げますが、根尾や外山には残された時間も余裕もないことだけははっきりと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。再開は11時20分から始めますので、よろしくお願いいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

4番 船渡洋子君の発言を許します。

○4番（船渡洋子君）

通告に従って2点質問をさせていただきます。

まず、マルチメディアデイズ教科書の取り組みについてであります。

この9月より幼児療育センターが新設され、最新の施設で療育ができ、保護者の皆様も大変喜んでみえます。そして、センターへ通った子供たちが小学校へと進み学習する中、いろいろなことを

体験していきます。

平成20年9月に、障害のある児童及び生徒のための教科書用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。この教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より、財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストと画像を使用し、デジタル化対応することで文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にしたマルチメディアデージー版教科書の提供を始めました。また、文部科学省は平成21年度より、発達障害等の障害特性に応じたデージー教科書などのあり方や、それらを活用した効果的な指導方法について実証的な調査・研究をしています。

発達障害などがある児童・生徒の中には、教科書の文章を読み飛ばしてしまう、どこを読んでいるのかわからなくなるなど読むことに困難を覚えている子供がいます。デージー教科書は、パソコンなどを活用して通常の教科書の文章を音声で再生した上で、対応する文章を色で強調、さらに文字の大きさを変えるなどの工夫を施すことで教科書の内容の理解を促す効果があります。平成21年12月現在で約3,000人の児童・生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど普及推進への期待が大変に高まっています。このデージー教科書に対する教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、ただいまのデージー教科書の御質問にお答えをしたいと思います。

現在、本巢市におきます特別支援教育でございますけれども、どの学校におきましても担当教諭が一人ひとりに応じた個別の指導計画を作成いたしまして、障害に応じたきめ細かな指導を行うことに努めております。また、学校全体でサポート体制も構築しておりまして、指導に万全を期すように努めていくところでございます。

市内に在籍いたします特別教育を受けている子供たちのうち、現在のところは、今、先生御指摘のような目で文字を追うことが困難であったり、また読み書きが大変困難であるというような報告を受けている児童・生徒は幸いにもおりません。ですが、これらの障害のある児童・生徒にとりますと、電子機器を活用して学習支援を行うということは、学習活動に対する困難さを改善する一つの手段でもございまして、効果が確認されるのであればでございますけれども、該当者への導入も検討してまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

現在、国においては、この効果等につきまして調査・研究が進められているところでもございますので、先ほど先生御指摘のように、国内で3,000の方が現在使っていて、それなりの効果がある、こういうことも含めて調査結果の中に入ってくるのではないかなあというふうに思っているわけでございますけれども、今後これらの障害に対応いたしますデージー教科書の研究結果、並びに国や県の方向、現在のところ無償教科書という扱いにはなってございませんので、こういう方向も

踏まえた上で、該当する障害のある児童・生徒に対するダイジー教科書の導入につきまして対応してまいりたいと、そんなふうと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

この8月20日に文部科学省の方から、発達障害などで読むことが困難な児童・生徒のために、マルチメディアダイジー教科書について一定の条件でインターネット上に配信提供できることを関係団体に通知したと言っております。この日本障害者リハビリテーション協会の作成したガイドラインに則して提供を許可された児童・生徒が、ネット上から無償でダイジー教科書を手にするのを可能にするもの、ダイジー教科書の普及がさらに前進すると期待をされているわけですが、学校の方でこの授業に必要となる生徒がいると判断した場合、協会を通じて提供されるという、そういった当初より一歩進んだ状況に今あります。

そういったことから、先ほどの答弁で今後研究をしてというお答えをいただきましたが、先生、また親さんとも、少しでも自分の子供が学習の方でみんなに迷惑をかけないように進んでいけるよという思いというのは、本当にあると思うんです。そういった子たちが普通の子供さんと同じように教科書を読んでいけるような、そういうことを私たちは今推進をしているわけですが、今答弁にいただきましたように、ぜひとも無償で、今該当者がいないということですのであれですが、無償でそういったこともできるということですので、ぜひそういうことも頭に置いて、今後このダイジー教科書が進むことによって、先生も活用ができるということで、いいのではないかなあと思っていますので、ぜひともそういったことを今後検討していただきたいというふうに思います。

1点目は以上で、これから研究していくという答弁で終わりたいと思います。

2点目に、保育ママ制度についてのことでございますが、これは家庭的保育授業というふうに言われるわけですが、児童の養育に経験と技能及び資格を有する方を保育ママとして、保育士さんで今働いてみえない方とか、看護師さんとか、そういった資格のある方の自宅で保育する制度であります。保育所への待機児童の中でも特に多いのがゼロ歳から2歳児までということで、そういった待機解消策として今行われているものであります。

国が示したガイドラインに沿って、安全・安心面や衛生面、そして利便性などを配慮した制度であります。特に待機児童の多い東京とか都市部がこの保育ママというのを取り組んでいるわけですが、保育ママにおけるメリットとしては、子供一人ひとりの発達や性格、またそれぞれの子供の生活リズム、その時々気分や体調、興味に応じた保育が丁寧にできます。1人の保育士さんが3人までということで、2人いれば5人という決まりがあるものですから、きめ細かく一人ひとりの保育ができる。また、家庭的な保育ができる。また、もう1点は、静かで適度な広さを持つ家庭という空間で、常に保育者が近くにいる安心感が持てる環境である。保育園とはまた違った環境で保育ができる。また、子供同士兄弟のような親密な関係を体験させることができる。

以前、私が育ったころは保育所というのもそんなになくて、近所のおばさんに子供を預けて働きに行くという、この保育ママの本当に全盛時代というか、そういうような感じで子供を預けてお母さんが働いていたという時代がありました。そこには、子供を見てくれる人と預ける人の本当に信頼関係で、親のように子を見ていただいたと。もうどうしても働かなきゃいけないお母さんはそうやって働いてきたということ、ひとつ行政が制度化をして手助けをするといったことがこの保育ママ制度ではないかというふうに思います。

今本当に長く続いている不況の中で、働かざるを得ないお母さんもふえています。特に未満児保育に限られている現状で、働きに出られないお母さんたちのために、この制度に取り組んではどうでしょうか。

本市はゼロ歳児保育が糸貫の幼稚園では10ヵ月からありますが、あとはゼロ歳児というのはありません。1歳児からです。本当にゼロ歳児を見ていただきたいというお母さんの声もいっぱいあります。そういう中で、ゼロ歳児保育のそういった面を保育ママ制度で補ってはいけないのかなあということ、を常々考えております。

この点について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございます。保育ママ制度ということでございます。

この制度につきましては、議員御指摘のように保育園の建設が容易でなく、また待機児童が著しく多い首都圏、そういったところで実施しております。保育者の自宅で保育することから、密室保育的な要素があるという御指摘もあります。そういったことから、安全面について懸念されている部分もあるというところでございます。また、保育者の指導や休業時の対応など、市の保育者を支援する体制整備、そういったことが必要であることから、まだまだ検討を要するものであるというふうに考えております。

本市におきましては、未満児保育につきましては各保育園で実施をしております。また、ゼロ歳児保育につきましては、先ほどお話がありましたように、10ヵ月からの受け入れを糸貫の東幼稚園において3名お預かりをしているところでございます。本年度におきましては、希望者の多い真桑保育園におきましては未満児教室を1室増設したところでございます。そういった形で受け入れの拡充を図ってまいりました。現在のところ、各地域ともに未満児保育の希望者が大変多くございます。未満児待機児童が生じているのが現状でございますが、これらを解消すべく、対応策の検討は急務であるというふうに思っております。

未満児のサポートにつきましては、市内及び隣接市町に民間の認可外保育施設が複数ございます。こういった施設を利用することも可能であるというふうに思っております。また、同様の趣旨の事業でコミュニティーママ、こういった子育てサポート事業を行っております。このコミママにつき

ましては、短期間のサポート事業ではありますけど、こういった事業をもって対応しているところでございます。

また、今後につきましては、本巢地域及び糸貫地域の保育施設改築計画の中でこういった未満児室の整備を検討してございます。ゼロ歳児を含めた未満児の待機児童対策につきましては、こうした現行のサポート事業といったものを推進しながら、これとあわせて現施設を含めた各保育園の施設整備によって対応してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

今の回答で、サポート事業でそういったことをやっていきたいという回答でありましたが、このサポート事業というのは短期ですね。短期ではやっぱり困るという声というのも結構あるんです。それと、例えば兄弟が来年度入る場合に、1人は未満児、1人は年少、そのときに2人とも同じ保育園に入れないかもしれない。あなたは東幼稚園、あなたは西幼稚園になるかもしれないよというようなことを申し込みしたときに言われたというお母さんもありまして、大変にそのことが心配であるといった声もあります。同じ兄弟なら同じ保育園に通えるような、いろんな事情があり、いろんな制約があつて、どうしてもやむを得ないこともあるかとは思いますが、できるだけそういった預けられるお母様のニーズにこたえていけるようなふうにしていかなくてはいけないのではないかなあというふうに思います。

また、ある保育園はゼロ歳児が預けられるけど、あとは無理だよといった、市において保育園が違う地域からも預けてもいいよということであれば、ゼロ歳児も預けることができるわけですが、今現状ではそれはできないですね。そうなったときに、やはり同じ市であつて差があるというのはどうなのかなあということも今思います。そういったこととか、また、未満児が大変多いと、先ほどもお話があつたように待機児童が出るぐらい未満児の希望が多い。無理やり人数よりもたくさん入れたとしても、保育士さんの数がふえるわけではなくて、大変きちつと見ていただいているのか、行き届いているのか、ちょっとその辺が心配だわというお母さんの声もあります。そういったこともいろいろ検討すると、もう一歩進んだ考え方を本当に考えていくことが大事ではないかなあというふうに思いますが、現状のままでよしとする、そういうことではなくて、検討をしていただきたいなあというふうに思います。

そういう意味で、先ほどお聞きしました、例えば同じ兄弟で違う保育所へ入ることもあるのか、それともそういうことは極力なしになるような方向にさせていただけるのか、その辺ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございます。同じ兄弟が他の保育所へ入所するということは基本的には考えておりません。なるべく同じ保育所で保育をしたいというふうに思っております。

また、先ほどコミュニティーママの話が出ました。このコミュニティーママは、確かに短期入所、短期的に利用される方を対象にしております。そのほかの事業に広域保育というのがございます。こちらの方は、勤めの関係で在職地の保育所で入所させる、こういった方を対象にしております。現在、こうした広域保育所の利用者は12名でございます。これは隣の岐阜市、瑞穂市、大野町、大垣市、遠いところでは各務原市の保育所へそれぞれお預けになってみえる、そういった方への支援もしております。また、保育室事業ですね。これはゼロ歳児から5歳児までが対象でございます。全部で6名の方が本巢市からお預けになってみえるということでございます。こういったそれぞれ支援事業が三つございます。こういったものを併用して推進を図っていききたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔4番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

船渡君。

○4番（船渡洋子君）

今、勤めているお母さんの仕事のある地域の保育園に預かってもらっているというお話でしたが、なかなかそういうふうに行く場合といかない場合とあると思います。私の知っている人で、岐阜市の方で預けようと思ったけれども、いろいろ手続がややこしくて結果的にはあきらめたという方もお見えになります。そういう意味で、もちろんいろんなところを利用するのはいいと思いますが、ほかのところでは何とかじゃなくて、我が市で何とかしていこうといったことを今後考えていっていただきたいと思います。

今後検討するということですので、ぜひともこれからのことに期待をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（遠山利美君）

ちょっとここで皆さん方にお諮りしますけれども、あと高田議員が1名残っておりますけれども、時間が12時回りますけれどもよろしいですか、引き続いてやっても。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、続きまして6番 高田文一君の発言を許します。

6番（高田文一君）

大きい針と小さい針が間もなく上にくっついてきますと、今も御意見がありましたように、後ろの方からは「早う終わらんか」と、前の方の皆さんは「いつまでしゃべっておるんや」という、そういう視線を前から後ろから感じながらやらせていただきます。

それでは、議長の命によりまして通告に基づいてお伺ひしたいと思います。

今回は大きな項目で4点、中項目で12点を通告させていただいておりますので、これに基づきま

して順次質問をさせていただきたいと思います。

やっと隠れていました小さな小さな秋が、朝晩の風で秋を運んできてくれたようでございます。そうはいいながら、先ほど黒田議員の質問にもございましたように、ことしの夏はもう本当に異常を超えてしまっていて、ある現象では危険な状態だとも言われております。そして、観測史上の記録を次々と更新をしていく水害が報告されております。これがゲリラ豪雨と言われてますし、大洪水を起こす集中した豪雨が続いています。こういう集中豪雨は各地に大きな課題を残したわけですが、早々に国も県も災害復旧に向けて事業費を計上していくという報道がなされています。本市も、防災に対する構築のさらなる心構えとか防災についての意識の見直しを、このときだから、このチャンス、このタイミングを生かしていくときではないかと思っています。

一方、毎日の猛暑と熱帯夜によりまして、熱中症が多く発生しています。これも記録的であったというような報道がございまして、熱中症の患者は前年の4.何倍、あるいは熱中症が原因で亡くなった方が7.何倍というふうに報告されております。

そんなことしの夏でございますが、一方で国政に目を向けていきますと、御存じのように改造内閣が発足しました。この改造内閣につきましては、国民の皆さんも率直に不安であったり、あるいは新たな期待も交錯しながら重視をしておられるんじゃないかと思っています。先日、全国の世論調査の内閣支持率が過去最高の64.4%になったという発表がございました。そして、そんな中で多くの閣僚が特に言われておりますのが地域主権。地域主権をますます進めていくという発言が続いています。そして、さらに住民自治。住民自治という新しい言葉を発言された民間の閣僚も誕生したわけでございます。いよいよこういうことで、地方自治へもたらす波がいつごろ、どんなふうに来るんであろうということが不透明な中で、そういう内外の要因を踏まえながら、いよいよ後期基本計画の策定に足を運んでおられると思いますし、進んでおると思います。

そういうことで、今申し上げたことを順次御質問するわけですが、その基本計画の中でもさらに不安なのが財政計画ではないかと思っています。一括交付金の問題もさらに議論が進むようございまして、平成20年度の最終補正予算の歳出の財源内訳を見ましても、国庫支出金が一般財源よりも当初予算よりも率が非常に高くなってきています。これは間違いなく臨時交付金であったり、単年度で使う補助金等の急増であったのではないかと思います。

一方、もう岐阜県は起債許可団体が発表されました。実質公債費比率が18%を超えて19.1%になってしまった。そうすると、ますます我が市も国頼りの財政計画、こういうものも考えていかなくはならないのではないかというふうに思っています。そういう中で、後期基本計画が着々と進められておりますのでお聞きをします。

私は、総合計画については過去にも一般質問しています。それは14年度ですね。ポイントと申しますか、そういう年度年度で質問させていただいております。過去、その大きなものにつきましては、市長が誕生されたときに「元気で笑顔あふれる本巣市づくり」ということを掲げられまして、そのことを進めてまいられました。そのことは総合計画とどう整合性がありますかということをお聞きしております。今回は、御存じのように本年度で前期基本計画が終わりますので、大変重

要な年ではないかと思っております。そういうことで、今回も質問させていただくわけでございます。

何度も言いますが、社会経済情勢が大きく変わる中で、社会がどんな方向に向いていくのか、この時代に求められている本巢市の視点はどう見えていくのか、今このことを的確にとらえる必要があるのではないかと思います。先ほど言いました不安定な財政、政権与党と言ってもいいのかもしれませんが、そうは言いながら地方自治は明らかに変わりつつある。地域のことは地域でと、地域主権が全国的に進もうとしています。

今、市民がかかわるまちづくりの議事を考える正念場と思っております。思い出してみますれば、私の21年3月の一般質問で、先ほど言いましたように、元気で云々と総合計画の整合性につきまして、そのときにこのようにおっしゃっておられたと思います。「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」の今後の本巢市づくりを進めていくには、三つの方向と市政運営の四つ、これが基本姿勢である。さらに三つの里づくり、これが基本方針。そして五つの具体的な施策、こういって進めていきますから、当然のことながら総合計画とは整合性がございましてという御発言をいただきました。

そこで、改めて、まちづくりの将来を達成するための基本は「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」、これで行いましょうか。再度お聞きをしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、御質問の総合計画の基本計画に関連して、まちづくりの将来を達成するための基本は「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」ということなのかという御質問でございます。

議員、先ほどからずっと御質問の中でお話をされております、平成21年のときにも御質問にお答えいたしましたように、本巢市の総合計画の五つの基本方針と、私が市長に就任するときに「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」ということを訴えて当選させていただいて、今、政策を進めておりますけれども、その中でも五つの施策体系というのを掲げておりまして、その五つの施策体系と総合計画の五つの基本方針というのは同じ方向でございまして、先ほど議員お話のとおりでございます。

そういうことございまして、総合計画というのは、言うまでもなく市の方向性を示す基本方針、基本的な方向だと。それに対しまして「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というのは、市政を推進していくのに何に力点を置いていくのかというものです。この五つの施策体系の中で訴えさせていただいておるといってございまして、総合計画ではいわゆる本巢市の将来像を示している。そして、「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というのは、その将来像を達成するための手段ということと考えておりまして、今後とも市政を推進する上で、総合計画の将来像を達成するためにも、この「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というのを基本にしながら、そして市政運営というのを推進してまいりたいというふうと考えております。結果的には、こういうことをやること

によって、総合計画で示されております将来像を達成するというふうに考えております。

そういったことで、今回いろんな状況があるけれども、それはどうだというお話もございます。そういったことで、基本的にはどちらもそこはございませんので、進めるということには間違いありませんけれども、ただ、現在の段階は、そういう政策を進める中で社会情勢、経済情勢、そして先ほどお話のございました財政状況というのいろいろございます。そういったものをしっかりと念頭に入れながら、具体的な後期基本計画の中に載せる計画の中では、先ほど御指摘のありましたようなものも念頭に計画を順次計上してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても市の事業計画、いろいろございますけれども、いずれにいたしましても国・県の施策、また社会情勢等々に大きく左右されるというのは紛れのない事実でございます、そういうものも踏まえながら、いかにして総合計画の示している将来像、そして私がお約束しております「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というものの具体化を頭に入れながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、なかなか将来厳しい状況、社会情勢は大きく変化してきておることとございまして、後期基本計画の中でもそういうことを念頭に入れながら事業を精査して、また皆さん方の御意見も伺いながら策定してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

確かに私も一番心配するのは、社会情勢が非常に心配でありまして、今、答弁の中でも社会情勢やら経済情勢、そして国のそういう方向を見詰めながら基本計画を立てていくということですが、ちょっと具体的に、先ほど黒田議員の答弁の中でも地域のバランスのことを答弁されておりましたが、一方強とか、一方弱とか、そういうことではなくて、本巢市の長い市の中のバランスを財政事情として考慮していかなくてはならない、私も当然だと思いますが、どうしても気になりましたのは、先ほど申し上げましたように平成20年度、前政権の終わりだと思いますが、20年度の3月の補正から21年度、そしてこの臨時交付金と言われる、いわゆる経済対策であったり、雇用創出であったり、そういうお金をたくさんいただきましたですね。多分、当初予定がなかったぐらいいただいたはずで。ざっと僕が20年度から計算した、資料がたくさんあってわかりませんが、20年度の後半から20億ぐらいそういう名前の中で来ているのではないかと思いますけれども、さらにそういう経済体制の不安な中でも、今国会でも来月臨時国会を開きながらまた経済対策をするというふうに言っておりますので、言葉は適切ではないかもしれませんが、そういう思わぬ金、当初本巢市が計画していることよりもそういうお金で事業が進んでいくということがこれからもありますが、そのことについてお考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

国の臨時交付金というのが20年度、21年度とたくさん交付されたというお話、御指摘のとおりでございます。ただ、思いがけないものもございませけれども、予算が通って議会にお諮りして決めていただいておりますように、基本的には私が皆さんにお約束しております「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」というようなことで、産業の振興とか、教育とか、福祉の充実というものに大半の経費は充てさせていただいております。将来いずれ取り組まなければならないもの、そういったものを中心的に前倒し前倒しで対応させていただいたというふうに思っております。思わぬ金が入って、今まで計画とか本来そうじゃないものという事業に使っているというようなことは思っておりません。基本的には前倒し前倒しという形で、そして教育、福祉、産業振興というものに、そしてまた都市基盤の整備等に重点的に配分をさせていただいて、この交付金を使わせていただいているところでございます。決して総合計画、そしてまた「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」とは逸脱したものにどうのこうのというんじゃなくて、基本的にはそこでうたわれている、そしてこの本巢市の将来のための事業、そしていずれは近々にやっていかななくてはならないものを重点的に前倒しでやらせていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

そのように今後もよろしくお願ひしたいと思います。

二つ目につきましては、特徴のある市政運営と、特に「特徴のある」という言葉を入れさせていただきました。このことにつきましても、私が過去にも御質問したことがあるのかもしれませんが、市長の所信表明の中でいろいろおっしゃっておりますので、さらにそのことを積み上げたものが新しい特徴のある市政運営なのかどうかですね。各種の課題を行政の協働で対処したいとありますね。市民と連携を密にして実効性のある市政を進める。納得いくまで現場に出向き、市民とともに行動し、対話重視、現場重視による市政運営を行う。常に市民の立場で身近な市政運営を推進すること、こういうことを所信表明でいつもおっしゃっておりますので、こんなことを念頭に置かれての特徴のある市政運営がありましたら、市政運営といえますか、計画がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

市長（藤原 勉君）

特徴のある市政運営というお尋ねでございます。

私は、先ほど議員御指摘もございましたけれども、市長就任以来、現場主義、対話重視というの

を基本姿勢に掲げてまして、先ほど申し上げましたように産業振興とか教育・福祉の充実、それから都市基盤整備というものを重点施策として市政運営を行ってまいったところでございます。この基本姿勢、そしてまた重点施策の進め方というのは、今後とも市政運営の原点としてこれからも引き続き継続してまいりたいというふうに考えております。

そこで、そういった中で特徴のある市政運営の計画云々というのがございますけれども、特徴があるかどうかわかりませんが、先ほどの市政運営の原点というものをより実効性のあるものにするために、今後も新たに、先ほどの御指摘にもございましたけれども、市民協働事業の推進というものと、事務事業評価システムというものの構築に取り組んでみたいと考えております。少し申し上げますと、現在策定中の後期基本計画におきまして、市民と行政が対等な関係に立ち、協力し合いながら相互に補完的な関係を築くことができるよう、市民協働による施策の推進といったものを後期基本計画の中に明記をしていきたいなど。そして事業を計画の中に掲示をしていきたいなどというふうに思っております。

また、収入の減少と高齢化に伴う扶助費の増大、そしてまた市債の償還経費の増大というようなことです。財政運営が年々厳しさを増してまいります。そういった中で、市役所、市の事業としましても選択と集中による戦略的な経営を行うために、今年度中に事務事業の評価システムというものを構築いたしまして、順次市の事務事業の見直しというのを行いまして、先ほどから御議論に出しておりますような世の中の情勢を踏まえながら、中・長期的な展望に立った行財政運営に努めると、そういったこの二つの取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これが特徴あるかどうかというのはどうかわかりませんが、今後の市政運営の新たな取り組みということで、この二つのものに積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

全くそうだと思いますが、先ほど黒田議員の質問されたことも含めまして、これも大きな特徴の事業だと思いますので、ぜひ私もお願いしたいと思っておりますし、進めていただけたらと思います。さらに事務事業の評価システムということでございますけれども、これはかつてずっと市長もおっしゃっていますように、職員の意識改革が大事であるというふうに常々おっしゃっておりまして、特に具体的には政策の研究グループを発足されて既にやっておられると思っておりますけれども、さらに市職員の提案制度、提案制度の案をとって、そして審査したものを表彰していくと。そういう意味で、職員の意識改革は非常に大事であったり、そのことをするためには、よく言われます行政の縦割りの垣根を越えて仕事の共有をしたり情報提供をしないとイケないと思っておりますが、その一つでは危機管理体制もそうだと思いますが、もう時間がないので要望にしておきますけど、ことしもいろんな計画が予算化されてます。もちろん後期計画であったり国土利用計画、それから行財政大綱の

実施計画、それから都計はできていますし、教育基本計画は既に配付いただきましたか。もう一つ、次世代の支援行動計画もつくられる予定でございます。

先ほどから何度も言っていますが、本巢市の目指すところは総合計画のある将来像であって、理念を求めていくわけでございますので、その計画の中に、今、私の手元にある計画が、地域防災計画であったり老人福祉増進計画であったり、12計画がございます。当然その計画というものはそれぞれの部署できちんとつくっておられる。これは立派な計画であります。そこには必ずあるわけだと思います。総合計画に基づいてとか、整合性があるとか、あるいは則してとか、それぞれの計画の序文の中にこの計画の性質というふうにはうたっておりますが、私は当然そういうふうには位置づけていくことが、ますます職員の英知を結集した総合計画であり、それが市民の皆さんに伝わって行って、それがサービスとして現実に残っていかないといけない、それが計画だと思っておりますので、ぜひお互い職員の皆さんの垣根を越えて情報提供をしながらしていただきたい。なぜならば、この12の中でそういうふうにはうたっていない計画が実は幾つもあるわけです。当然のことながら、厚い計画の中には具体的に表現しなくても入っているんだというふうには思っていますが、僕は総合計画は自分の中で位置づけて行って、そして将来像というものをみんなで求めながら、市民サービスに向かっていかないといけないと思います。これは要望でございます。

時間がございません。次に入りたいと思います。

高齢者や障害のある人々の安全・安心対策についてお聞きをしていきたいと思っております。

この質問の項目につきましても、既に先ほど黒田議員が質問をされておりますので、できれば簡素化といいますか、省略していきたいと思っておりますが、私もこれだけメモをつくってききましたので、ちょこっとだけ質問を加えさせていただきたいと思っております。

幸いきのうは敬老の日でございまして、長年にわたって社会に尽くしてきた高齢者を敬愛して、そして長寿を祝う日でございまして、私もその1人でございましてけれども、ところがまだ社会に尽くしておりませんので祝ってもらっていませんが、実はことしの夏に、こういうふうには敬老の日を迎えられた多くの高齢者に、ことしは孤独死であったり、異常な猛暑による熱中症などの被害が多くの高齢者にあらわれてきたようでございます。

100歳の方が、全国で8月1日で4万4,449人。前も向いても言えるんです。数字が444と並んでるから言いやすく覚えてるだけですけど、そういう人がいらっしやいますし、いよいよ65歳以上の人は全国でも23%、岐阜県でも24%。先日、敬老会でいただいた資料で75歳以上の方が本巢市の場合10.5%もお見えになります。

そういう中で、東京都の足立区、男性の111歳の方が問題を提起して、全国的に高齢者の所在不明が相次いで発覚いたしました。本巢市でも高齢者の確認はされましたでしょうか。また、その結果がどうだったでしょうか。そして、今後も継続的に実施されるお考えはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの御質問でございます。高齢者などの安全・安心対策についてということで、本市の対応結果と今後の計画ということでございます。

本市におけます100歳以上の高齢者につきましては、先ほど黒田議員の答弁の中でもお話ししました。東京都足立区での所在不明者の問題が表面化しましてから、市職員、あるいは介護施設関係職員等によりまして安否確認を実施したところでございます。

この7名につきましては、9月15日現在、100歳以上の方は7名が健康で過ごされているということを確認しております。この7名の中で6名の方は在宅介護ということでお過ごしですし、1名につきましては老人介護施設へ入所ということでございます。

今後も現在実施しております民生委員、児童委員によりまして見守り活動、あるいは社会福祉協議会が実施しておりますいきいきサロン活動、そして給食サービスによる安否確認等をしていきたいと考えております。また、介護保険受給データ、あるいは後期高齢者の医療データもあわせて活用していく計画でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

今回問題が全国で発生しまして、いろんな方法が、今データを使ったださるということもありますし、先ほども言いました高齢者の祝賀会等にもいろんな方が出られます。そういう確認やら、何といても現場へ出て確認をしてくださるのが一番だと思いますし、もう一つは当たり前のことですが、事務としての責任というのがあるわけございまして、法務省では戸籍が存在していない、現住所が確認できない100歳以上の高齢者が全国で23万4,000人もいたということです。戸籍の記載されている者は、それぞれ転居の履歴は御存じのように戸籍の付票で出てくるわけですが、そして戸籍管理は各市町村が責任を持って保守する仕事でございまして、問題は戸籍が、住民登録を抹消しても死亡届が出てこないとこれが消えないとか、はっきりしないということですので、ぜひ先ほどおっしゃいましたいろんな各種団体の人の協力を得ることと、もう一つは自分たちの行政の仕事についても、この機会で見直していただきながら進めていただけるようお願いしたいと思います。

二つ目につきましては、先ほど黒田議員が御質問されておりますのでお聞きをするんですが、これは先ほど計画と言いましたが、本巢市の地域福祉計画がございまして、その福祉計画の中できちんと位置づけられておりますね。その地域見守り隊、仮称でございましてけれども、これはきちんと自治会や民生児童員、地域のボランティアによって結成を促進し、組織化や活動をしていくということでございますので、改めてこのことについてお聞きをします。

○議長（遠山利美君）

浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

ただいまの質問でございます。見守りネットワークということでございますが、これにつきましては、平成19年度に策定されました本巢市地域福祉計画中におきまして、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の確立を図ることを定めてございます。具体的な取り組みとしましては、先ほど議員御指摘のように、仮称ではございますが地域見守り隊の結成を計画しておるわけでございます。

現在、本市におきましては自治会、民生委員、児童委員、そして地域ボランティアで構成されました組織はございません。今後、見守りの組織化を図り、ひとり暮らしの高齢者が地域の中で孤立しないよう支援を行っていきたいと考えております。また、社会福祉協議会から委託を受けて老人クラブが実施しております友愛訪問事業につきましては、今後も継続して高齢者の安否確認もあわせて実施してまいりたいというふうに存じます。

さらに、民生委員、児童委員との連携を図りながら、地域住民の立場で地域福祉活動を担う人材を配置する福祉協力員制度につきましては、現在創設を目指しているところでございますが、こうした福祉協力員制度の創設を視野に入れまして考えてまいりたいと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございました。

要望でございますけれども、今言われました地域福祉計画の中にも、各種団体等と行政が一体となって市民一人ひとりの安心生活をする、それが体制づくりだというふうに言っておられますので、ぜひそれが当然ですけれども地域福祉を進めていく根幹になると思っておりますので、要望でございますけれどもお願いしたいと思っております。

二つ目の、要援護者の災害避難計画についてお聞きをします。

この計画につきましては、先ほど黒田議員の方に答弁がございましたので一つだけお聞きするんですが、総務省が3月までに、自然災害で高齢者や障害者が逃げおくれぬように、市町村がどのような情報伝達をとっているかという、避難支援全体計画を説いておったようですが、このことは市としても出されたことなんでしょうか。お聞きしたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

災害時の要援護者の避難計画という御質問でしたが、情報伝達ということでございますが、これにつきましては、今現在の同報無線、個別受信機等もフルに活用させていただきまして伝達させていただく。それとともに、広報におきましては自治会や民生委員、先ほど健康福祉部長から答弁が

ありましたような見守りネット、組織化されていく見守りネット、また消防団等、関係団体の方々により、より一層災害時の要援護者の支援対策マニュアルに基づきました避難支援方法の周知を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

その支援計画というのは本巢市も出されたの。あるんですね。

それでは、三つ目の避難所の指定につきましてお聞きします。これも既にもう質問はございましたけれども、2,842人でしたか、今のところそういう支援者がいる。なお、精査した上で場所を考慮したいという答弁もございましたし、関市の答弁もございましたが、いわゆる避難場所は一番近くで避難をしなきゃいけない。御不自由な方ではございますけれども、それが地域の公民館だったり集会所だと思いますね。それから、障害に応じては小・中学校であったり公立の公民館であったり、さらに2次的避難所といいたいでしょうか、専門的なそういう福祉施設であったり、老人ホームだったりしますけれども、これも要望としておきたいと思いますが、そういう避難場所をあらかじめ確認をされて、先ほどもちょっと答弁の中で触れておられますけど、やっぱりきちんと現場で確認をしていただいて、そういう方が、地域にどういふ方がおられるからその場所が避難場所であると、あるいは避難通路だとか、当然のことですけど確認をぜひしていただきたいと思うんですね。

この間の可児市の問題で、ずっと市役所へ電話が殺到して、職員が電話の対応と現場へ行ってしまった。ますます電話対応する人が少なくなって混乱してしまっただけです。いざ出ていこうと思っただけ行ったら、公用車はあるんですが、どの公用車とかぎが合うのかわからない。例えばの話ですけども、そういうことも日ごろからきちんとされていくことと、避難場所って非常に大事なんですけれども、きちんと事前に点検をしていただくよう切にお願いして、防災計画の一部見直しもあるかと思っておりますけれども、あわせて進めていただきたいと思っております。

それでは次の熱中症のことに入っていきたいと思いますが、異常気象はもはや日常語になっている。今夏の猛暑は、先ほども言っていますように、異常を乗り越えてしまっただけで危険な状態である。ことしの6月から8月の平均気温は、平年を1.64度も上回ってしまった。そういうことで大変なことになっております。そして、問題も幾つか出てきております。いわゆる独居や高齢世帯のおうちのこと等々が表面化してきてしまっております。そういうことで、熱中症対策について、市は今どのようなことを講じられるのか。また、計画もあればお聞きしたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

健康福祉部長 浅野君。

健康福祉部長（浅野 明君）

本市におけます熱中症対策ということでございます。

本年は大変な異常な年だということを改めて認識したところでございます。本年におきましては、

市のホームページにおきまして、市民全般に対して日常生活で気をつけることや、症状が出てしまったらという形で掲載をして、注意喚起を促したところでございます。

さらに特に注意が必要な方として高齢者を上げておきまして、高齢者のこの症状での緊急搬送件数もあわせて載せさせていただいたところでございます。

本巢消防本部によりますと、本巢市の7月に熱中症という形で救急搬送された方が6名お見えだということでございます。この患者さんの年齢別を見ますと、90歳代がお2人、60歳代がお1人、50歳代がお1人、40歳代、10歳代でそれぞれお1人という結果でございました。また、8月につきましても8件の救急搬送があったということでございます。この8月につきましては、年齢区分がまだ集約されておられませんので件数だけということでございますが、8件という結果でございました。

また、市としては、この8月から実施しております市の特定健診の結果説明、あるいはすこやか健診等の際に予防法を含めた再度の注意喚起を促したところでございます。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございます。

時間の関係で要望ばかりになってしまいますが、要望しておきたいと思います。要望はまたいつか一般質問させていただきますので、よろしくお願いします。

今のような、いろんな経済的な理由で、冷房も入れることもできず亡くなっていかれた方、いわゆる孤立と貧困というようなことも随分社会問題になっております。全国的な事例は幾らでもあるので、御承知のとおりだと思います。将来援助をするようなことを検討していただきたいということです。先日も生活保護費の夏季加算をするということで厚労省が既に検討に入っていますね。当然冬季加算がございまして、11月から3月まで暖房費といって冬季加算がありますが、夏季加算も生活保護費で検討していきたいというようなことを厚労省も言っておりますので、そういうことも念頭に置きながら、将来本巢市も単独で何か援助をするようなことを検討していただきたいというふうに要望していきたいと思います。

三つ目、ハザードマップの作成についてお伺いをいたします。

ハザードマップにつきましても、私はことしの3月にイエローゾーン、レッドゾーンと、いわゆる土砂災害警戒区域と特別警戒区域のゾーンの、県の土木事務所からそういう説明があったということに関連しながら質問をさせていただきました。そのときには、ハザードマップを見直して、各家庭に情報提供しながら周知をしていきたいというふうに答弁をいただいておりますが、そのことについて再度お聞きをしていきたいと思います。

新たに深層崩壊ということが発表されております。国交省が8月に全国各地の今後の発生頻度を4段階に推定して、深層崩壊推定頻度マップというのを発表いたしました。私の持っているのは小

さな情報でございますけど、お手元にもっと精度の高いものをお持ちだと思いますが、これで見ますと、本巢市の北部が高いという表示になっています。そんなことも含めて、計画についてお聞きしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

土砂災害警戒区域や深層崩壊区域などを明示したマップということについて答弁をさせていただきます。

土砂災害警戒区域につきましては、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずると認められる土砂災害警戒区域をレッドゾーン、また住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土砂災害警戒区域をイエローゾーンとに分けて区域指定を行うこととしておりまして、岐阜県におきまして、市内の本巢・糸貫地域の指定が本年度行われる予定でございます。また、根尾地域につきましては来年度の指定が予定されておるわけでございます。県の指定がなされた後、土砂災害警戒区域を明示しました洪水ハザードマップを改訂する予定でございます。

また、深層崩壊区域につきましては、国土交通省河川局によりまして、本年8月に議員御指摘の全国マップが公開されたところでございます。このマップにつきましては、過去の発生事例から得られております情報をもとに深層崩壊の総体的な発生頻度を想定したものでございまして、各地区の危険度を示すほどの精度のものではないことから、国土交通省では今後、このマップに基づきまして、深層崩壊の頻度が高いと推定される地域を中心に、3年程度でございますが、これをめどに調査を実施することになっておるわけでございます。深層崩壊区域のハザードマップへの掲載につきましては、今後の調査結果を見て検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

県が調査するというのは先日出ていたんですが、県が9月議会の補正で災害防止法に基づいて警戒区域指定に向け、県内の土砂災害危険箇所1,193カ所を前倒しにするってこのことですか。はい、わかりました。時間がないのにくだらんことを聞きまして、すみません。

それでは、各マップの共有なんですけど、現在、各家庭に配付されているマップ、私が知っているのは防災マップ、地震のマップですね。もう一つは洪水ハザードマップがあります。これは本巢地域だけ。それから土砂災害危険区域図、これは本巢と糸貫地域にというふう書いて、マップが今私は三つ持ってるんですが、さらに先ほど質問いたしました要援護者支援マップ、こういうものがマップとして共有できないかというふう思うんですが、もちろん要支援者のはプライバシーの問題があつて、打っていくと真っ黒になるかもしれませんが、私が言いたいのは、なるべくわかりや

すく市民の皆さんに理解していただけるような、そんなマップができないかということなんですが、お聞きします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

議員御指摘のマップの共有といいますか、一本化といいますか、その御質問でございますが、例えば要援護者につきましては二千八百何名でしたか、今手挙げ方式で40%前後ということでございます。これは、先ほどの健康福祉部長の御答弁にもありましたように、どこに見えるかという図面をつけての保管でありまして、災害時には100%出せるということでございますので、それをマップに落とし入れるということは大変難しい。要するに何が何だかわからなくなってしまいますので、それぞれの方の場所と氏名等を掲載したものは出していただけるように、すべての方に出していただけるようにと、災害時であります、そのように連携はとっておるところでございます。また、洪水ハザードマップ等、土砂災害の関係、また地震防災の関係なんです、洪水ハザードマップにつきましては、土石流の危険区域や急傾斜地の崩壊危険区域と一緒に明示させていただいておるところでございますし、これにつきましては今のところは重なって見にくいというようなことはございません。ただ、地震防災マップをそこにまた入れ込みますと何が何だかわからなくなりますので、地震防災マップと洪水ハザードマップと、この二つに分けて作成していきたいと。これも指定されれば直してまた作成していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

要望ですけれども、やはり早く市民の皆さんに、さっきのことに戻るわけですが、情報提供して下さって、市民の皆さんがそれを見て行動ができることが大事だと思いますので、早目につくって情報提供していただきたいと思ひます。要望でございますけど、お願ひします。

最後に、本巢市の市外局番の統一についてお聞きをいたします。

合併協議会でプロジェクトが開始されまして、平成16年度に地元関係者の同意が得られ、その後の答弁、道下議員の質問でございましたが、その答弁で総務省や揖斐川町に要望をするということに終わっていたように思ひます。そういうことで、この問題が解決ができていのかどうか。できているんじゃないかと思ひますが、いつごろ着手できるんでしょうか。できれば二つ目とあわせて、そういうことができれば、関係者、そのときに同意を得た皆さんに、これは全戸の家庭の皆さんから同意をとったと思ひますので、早く今の状況を提供していただきたいと思ひます。着手できるんだと思ひますけど、お聞きします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 中島君。

○総務部長（中島治徳君）

本巢市の市外局番の統一につきましてということで、統一の可能性と諸問題が解決すれば、いつごろまでに着手できるかということでございます。

その御質問に対して、市外局番の統一につきましては、市内関係団体の同意だけでなく、同一のNTT局内にある自治体の首長と、関係自治会長及び商工会長の同意が必要との総務省の指導があるわけでございます。このために、平成15年8月に合併協議会において市外局番統一に向けたプロジェクトが開始されまして、16年7月から同10月にかけて、高富局内の根尾・本巢両地域ですべての自治会及び商工会、また平成17年10月から平成18年9月にかけて関市及び山県市の首長さん、並びにこれらの市の自治会及び商工会の同意を得たところでございます。しかしながら、揖斐川町につきましては町内における諸般の事情から同意をいただくことができず、再三にわたりまして揖斐川町に対しまして協力依頼を行ったところでございますが、いまだに同意の見通しは立っておりません。したがって、現在、総務省に対しまして市外局番統一のための要件緩和、要するに揖斐川町の同意がなくても市外局番の統一ができるようにという要望を行っているところでございます。

二つ目でございますが、同意をいただきました関係者の方々の情報提供ということでございますが、16年、17年とそれぞれ関係団体にはメリット・デメリットも説明をさせていただいたところでございますし、17年以降につきましても本巢・根尾の自治会において説明させていただきまして、その後また質問等があれば回答させていただくということでお話しをさせていただきました。それから時々自治会におきまして御質問がございまして、その回答をさせていただいておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

揖斐川町がなかなか同意を得られる見通しが無いので、総務省へ要件緩和を要求しているということですが、それはいつごろ回答が出そうでしょうか。といいますのは、私が平成21年の12月の全協で国への要望書というのを全協に配っていただいた資料なんですけど、その中の三つ目にも市外電話の統一について国へ要望されているんですけど、21年度なんで1年ぐらいたっていますね。なかなか国はそういう答弁はくれませんか。秘書の力が強いんですけど、いただけませんか。それはいつごろになりそうですか、目安はつきませんか。

○議長（遠山利美君）

中島君。

○総務部長（中島治徳君）

目安といいましても、まだいつごろということは回答はできませんが、市におきまして関係者の方に、それ以降につきましても出した要望がスムーズにいくようにということで、働きかけておるというような状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（遠山利美君）

高田君。

6番（高田文一君）

電話を統一すれば、市民の皆さんの中で利益と不利益とあるのかもしれませんが。厳密にいつでもそうかもしれませんが、やっぱり合併協からずっと引きずってきている問題ですし、過去に先輩議員がたしかお2人ぐらいこのことについても質問されてますが、なぜ今回したかといいますと、その答弁が同じ答弁だったんですね。ですから、もう少し前向きに総務省にどンドンどンドンつついていただいて、だめならだめ、やれるならやるということを明確にさせていただきながら、市民の皆さんにも示していただきたいと思っています。要望でございますけれども、これで終わります。

1時前に終わったんで、多分後ろの方のおしかりはないと思いますけれども、ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日9月22日午前9時から本会議を開会し、引き続き市政一般に対する質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後0時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員